

令和 8 年 2 月富山県議会定例会議案

令和 8 年 2 月富山県議会定例会議案目次

議案第 1 号	令和 8 年度富山県一般会計予算	1
議案第 2 号	令和 8 年度富山県物品調達等管理特別会計予算	28
議案第 3 号	令和 8 年度富山県公債管理特別会計予算	32
議案第 4 号	令和 8 年度富山県収入証紙特別会計予算	35
議案第 5 号	令和 8 年度富山県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	37
議案第 6 号	令和 8 年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算	39
議案第 7 号	令和 8 年度富山県就農支援資金特別会計予算	42
議案第 8 号	令和 8 年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算	44
議案第 9 号	令和 8 年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算	46
議案第 10 号	令和 8 年度富山県奨学資金特別会計予算	50
議案第 11 号	令和 8 年度富山県公共用地先行取得事業特別会計予算	52
議案第 12 号	令和 8 年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別 会計予算	56
議案第 13 号	令和 8 年度富山県国民健康保険特別会計予算	58
議案第 14 号	令和 8 年度富山県港湾施設特別会計予算	62
議案第 15 号	令和 8 年度富山県工業用地等管理特別会計予算	67
議案第 16 号	令和 8 年度富山県病院事業会計予算	70
議案第 17 号	令和 8 年度富山県流域下水道事業会計予算	74
議案第 18 号	令和 8 年度富山県電気事業会計予算	77
議案第 19 号	令和 8 年度富山県水道事業会計予算	81
議案第 20 号	令和 8 年度富山県工業用水道事業会計予算	84
議案第 21 号	令和 8 年度富山県地域開発事業会計予算	87
議案第 22 号	富山県公用施設総合管理基金条例制定の件	89
議案第 23 号	富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関 する条例制定の件	90
議案第 24 号	富山県公益認定等審議会条例一部改正の件	99
議案第 25 号	富山県行政手続条例一部改正の件	100
議案第 26 号	富山県防災危機管理センター条例等一部改正の件	102
議案第 27 号	富山県職員定数条例一部改正の件	116
議案第 28 号	富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件	117

議案第 29 号	富山県手数料条例一部改正の件……………	121
議案第 30 号	富山県税条例一部改正の件……………	131
議案第 31 号	富山県自転車活用推進条例一部改正の件……………	133
議案第 32 号	富山県食品衛生条例一部改正の件……………	135
議案第 33 号	富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運 営に関する基準を定める条例一部改正の件……………	137
議案第 34 号	富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設 備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件……………	138
議案第 35 号	富山県国民健康保険条例一部改正の件……………	139
議案第 36 号	富山県医学生等修学資金貸与条例一部改正の件……………	141
議案第 37 号	富山県技術専門学院条例一部改正の件……………	142
議案第 38 号	富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例一部改正の件……………	143
議案第 39 号	市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件……………	144
議案第 40 号	富山県立高等学校等設置条例一部改正の件……………	145
議案第 41 号	富山県営体育施設条例一部改正の件……………	146
議案第 42 号	元気とやま未来創造基金条例廃止の件……………	151
議案第 43 号	公立大学法人富山県立大学第 2 期中期目標の一部変更の件……………	152
議案第 44 号	国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る 市町村の一部負担の追加に関する件……………	154
報告第 1 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件……………	155
	令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 6 号）……………	156
	令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 7 号）……………	158
	損害賠償に係る和解に関する件……………	160
報告第 2 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件……………	161
	損害賠償に係る和解に関する件……………	162
報告第 3 号	地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時に見込まれる中 期目標の期間における業務の実績に関する評価結果報告の件…	163

議案第 1 号

令和 8 年度富山県一般会計予算

令和 8 年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 633,815,375 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	
		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 県 税			164,492,000
	1 県 民 税		52,409,000
	2 事 業 税		40,531,000
	3 地 方 消 費 税		46,462,000
	4 不 動 産 取 得 税		2,236,000
	5 県 た ば こ 税		1,120,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税		252,000
	7 軽 油 引 取 税		5,560,000
	8 自 動 車 税		15,889,000
	9 鉱 区 税		1,000
	10 狩 猟 税		5,000
	11 旧 法 に よ る 税		27,000
2 利 子 割 清 算 金			512,000
	1 利 子 割 清 算 金		512,000
3 地 方 消 費 税 清 算 金			60,677,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金		60,677,000

4 地方譲与税		25,106,500
	1 特別法人事業譲与税	23,348,000
	2 地方揮発油譲与税	1,446,000
	3 石油ガス譲与税	56,000
	4 自動車重量譲与税	200,000
	5 森林環境譲与税	37,500
	6 航空機燃料譲与税	19,000
5 地方特例交付金		6,696,000
	1 地方特例交付金	6,696,000
6 地方交付税		149,100,000
	1 地方交付税	149,100,000
7 交通安全対策 特別交付金		182,000
	1 交通安全対策 特別交付金	182,000
8 分担金及び負担金		2,759,016
	1 分担金	464,614
	2 負担金	2,294,402
9 使用料及び手数料		8,841,686
	1 使用料	7,040,122
	2 手数料	1,801,564

10 国庫支出金		63,402,076
	1 国庫負担金	23,524,796
	2 国庫補助金	39,015,656
	3 委託金	861,624
11 財産収入		1,437,583
	1 財産運用収入	1,149,834
	2 財産売却収入	287,749
12 寄附金		323,080
	1 寄附金	323,080
13 繰入金		26,059,903
	1 特別会計繰入金	6,089,166
	2 基金繰入金	19,970,737
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		77,503,730
	1 延滞金、加算金料 及 及び 過 金料	126,401
	2 県預金利子	60,939
	3 公営企業貸付金入 元 元 利 収 入	77,338
	4 貸付金元利収入	67,584,537

	5 受託事業収入	129,915
	6 収益事業収入	2,601,310
	7 雑収入	6,923,290
16 県債		46,722,800
	1 県債	46,722,800
歳入合計		633,815,375
歳出		
(単位 千円)		
款	項	金額
1 議会費		1,074,112
	1 議会費	1,074,112
2 総務費		40,939,951
	1 総務管理費	21,591,628
	2 企画費	8,474,372
	3 自然保護費	1,322,840
	4 徴税費	5,044,117
	5 市町村振興費	692,584
	6 選挙費	9,474
	7 防災費	3,107,595
	8 統計調査費	426,531

一般会計

	9 人 事 委 員 会 費	141,488
	10 監 查 委 員 費	129,322
3 民 生 費		59,686,807
	1 社 会 福 祉 費	38,001,841
	2 児 童 福 祉 費	20,796,339
	3 生 活 保 護 費	413,894
	4 災 害 救 助 費	474,733
4 衛 生 費		35,722,712
	1 公 衆 衛 生 費	25,039,588
	2 環 境 衛 生 費	518,640
	3 保 健 所 費	1,764,655
	4 医 務 費	5,646,529
	5 薬 務 費	887,193
	6 公 害 防 止 費	1,866,107
5 勞 働 費		2,221,239
	1 勞 政 費	724,666
	2 職 業 訓 練 費	1,177,118
	3 失 業 対 策 費	255,903
	4 勞 働 委 員 会 費	63,552

6 農 林 水 産 業 費		35,374,461
	1 農 業 費	8,165,428
	2 畜 産 業 費	817,229
	3 農 地 費	16,015,675
	4 林 業 費	7,517,424
	5 水 産 業 費	2,858,705
7 商 工 費		70,295,607
	1 商 業 費	65,225,248
	2 工 鉱 業 費	4,285,056
	3 観 光 費	785,303
8 土 木 費		60,104,477
	1 土 木 管 理 費	1,294,696
	2 道 路 橋 り ょ う 費	27,429,008
	3 河 川 海 岸 費	16,971,099
	4 港 湾 費	5,312,800
	5 都 市 計 画 費	7,385,371
	6 住 宅 費	1,711,503
9 警 察 費		28,168,824
	1 警 察 管 理 費	27,436,939

	2 警 察 活 動 費	731,885
10 教 育 費		118,540,975
	1 教 育 総 務 費	14,376,916
	2 小 学 校 費	32,022,453
	3 中 学 校 費	18,945,739
	4 高 等 学 校 費	27,190,215
	5 特 別 支 援 学 校 費	11,093,125
	6 大 学 費	3,899,685
	7 社 会 教 育 費	3,776,197
	8 保 健 体 育 費	7,236,645
11 災 害 復 旧 費		5,518,211
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	2,191,700
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,326,511
12 公 債 費		91,809,741
	1 公 債 費	91,809,741
13 諸 支 出 金		84,158,258
	1 諸 支 出 金	84,158,258
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000

歳 出 合 計	633,815,375

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 農水産業林業費	5 水産業費	漁業調査船維持修繕費	2,320,007	令和8年度	696,002
				令和9年度	1,160,004
				令和10年度	464,001

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県議会中継システム機器更新事業	令和9年度から 令和15年度まで	38,199
富山県議会タブレット端末更新事業	令和9年度から 令和13年度まで	9,410
富山県庁情報通信網整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	572,669
旧富山県立南砺福光高等学校1号館等解体工事	令和9年度	228,000
旧富山県立水橋高等学校解体費負担金 相手方 富山市	令和9年度から 令和17年度まで	元金715,950千円及びその 利子の範囲内
首都圏拠点運営事業	令和9年度から 令和12年度まで	396,116
地方債の共同発行によって 生ずる連帯債務	令和8年度から 令和18年度まで	共同発行団体による共同発行市場公募債（グリーンボンド）の発行総額から本県負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
県有施設総合管理事業	令和9年度	327,000
カスタマーハラスメント対策電話交換設備改修事業	令和9年度	176,700
県立文化施設機能強化推進事業	令和9年度	22,000

大気汚染常時監視システム 運用事業	令和9年度から 令和13年度まで	66,929
富山県福祉施設支援資金貸 付事業損失補償 1 相手方 社会福祉法人富山県社会 福祉協議会 2 損失補償の対象 貸付事業に係る未収債権 であって、当該年度終了 後3箇月を経過してもな お回収できなかった額	令和9年度から 令和16年度まで	令和8年度の貸付事業に係 る貸付事業費の30%に相当 する額の範囲内
福祉情報システム管理運営 事業	令和9年度から 令和10年度まで	1,032
こども安心センター（仮称） 調理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	102,399
富山県産業創造センター空 調改修費元利償還金補助	令和9年度から 令和13年度まで	元金 160,000 千円及びその 利子の範囲内
元気とやま中小ベンチャー 総合支援ファンド事業損失 補償 1 相手方 公益財団法人富山県新世 紀産業機構（以下「機構」 という。） 2 損失補償の対象 元気とやま中小ベンチャ ー総合支援ファンド事業 において、投資債務保証 事業につき機構が代位弁 済した額及び直接投資事 業につき機構の損失が発 生した場合の損失額に10 分の7を乗じて得た額の 合計額の範囲内	投資債務保証事業について は 令和8年度から 令和20年度まで 直接投資事業については 令和8年度から 令和18年度まで	42,000

<p>中小企業制度融資損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>令和8年度</p>	<p>76,000</p>
<p>創業・事業承継支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 創業・事業承継支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>令和8年度</p>	<p>11,000</p>
<p>経営安定資金企業再生支援枠損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支援枠について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>令和8年度から 令和20年度まで</p>	<p>6,000</p>
<p>緊急経営改善資金損失補償</p>	<p>令和8年度から</p>	<p>69,000</p>

1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 緊急経営改善資金について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額	令和20年度まで	
富山勤労総合福祉センター 設備等整備費元利償還金補助 相手方 一般財団法人富山勤労総合福祉センター	令和9年度から 令和18年度まで	元金7,752千円及びその利子の範囲内
呉羽ハイツ設備等整備費元利償還金補助 相手方 一般財団法人富山勤労総合福祉センター	令和9年度から 令和18年度まで	元金17,875千円及びその利子の範囲内
民間委託職業訓練事業	令和9年度から 令和10年度まで	64,687
農業近代化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づく資金 3 利子補給の対象となる貸付金 1,500,000千円以内 4 利子補給期間 20年以内	令和9年度から 令和28年度まで	年4.2%以内の利子補給 163,126
農業振興資金利子補給 1 相手方	令和9年度から 令和15年度まで	年3.5%以内の利子補給 6,422

<p>農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県農業振興資金融通要綱（平成12年農経第869号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 農業経営安定資金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>		
<p>球根優良品種導入資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入資金融通要綱（昭和44年農政第1049号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>	<p>令和9年度から 令和11年度まで</p>	<p>年2.0%以内の利子補給 660</p>
<p>農業担い手育成強化資金利子補給</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年農経第679号）に基づく資金</p>	<p>令和9年度から 令和15年度まで</p>	<p>年1.4%以内の利子補給 1,529</p>

<p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7 年以内</p>		
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、農業協同組合その他の融資機関が畜産経営体に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>令和 9 年度から 令和33年度まで</p>	<p>年 0.5 %以内の利子補給 2,884</p>
<p>家畜疾病経営維持資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 家畜伝染病等が発生した場合に、畜産経営の再開及び継続に必要な資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 361,840 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7 年以内</p>	<p>令和 9 年度から 令和14年度まで</p>	<p>年 1.0 %以内の利子補給 9,540</p>
<p>中山間地域活性化資金利子補給</p>	<p>令和 9 年度から 令和33年度まで</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給 8,663</p>

<p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 中山間地域の農業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>		
<p>農業経営基盤強化資金利子助成補助</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>令和9年度から 令和15年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,166</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金</p>	<p>令和9年度から 令和23年度まで</p>	<p>年2.5%以内の利子補給 21,928</p>

200,000 千円以内 4 利子補給期間 15年以内		
新規就農者特別保証制度損失補償 1 相手方 富山県農業信用基金協会 (以下「協会」という。) 2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する損失補償契約の対象となる債務保証につき、協会が代位弁済した額と保険金受領額との差額	令和 8 年度	1,500
富山県農林水産公社事業資金損失補償 1 相手方 公益社団法人全国農地保有合理化協会 2 損失補償の対象 公益社団法人全国農地保有合理化協会が富山県農林水産公社に農地中間管理事業農地売買事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失	令和 8 年度から 令和27年度まで	元金 118,000 千円及び延滞金並びに違約金相当額
県営水利施設整備事業五位 2 期地区ダム管理制御施設更新工事	令和 9 年度	470,000
県営水利施設整備事業五位 2 期地区電源設備更新工事	令和 9 年度	102,000
県営農村地域防災減災事業 豆田池・新豆田池一期地区 豆田池堤体改修工事	令和 9 年度	270,000

<p>県営農村地域防災減災事業 吉城池地区吉城池堤体改修 工事</p>	<p>令和9年度から 令和10年度まで</p>	<p>270,000</p>
<p>県営農村地域防災減災事業 射水排水機場地区西部排水 機場4号ポンプ設備更新工 事</p>	<p>令和9年度から 令和10年度まで</p>	<p>550,000</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償 1 相手方 （株）日本政策金融公庫（以 下「公庫」という。） 2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公 社（以下「公社」という。） に造林資金309,183千円 を貸し付けたことについ て損失を受けた場合のそ の損失</p>	<p>公庫が、公社に資金を貸し 付けたときから当該貸付金 の最終償還期限到来後10箇 月の期間が満了し、公庫が 補償の履行日として指定す る日まで</p>	<p>貸付金の最終償還期限到来 後10箇月の期間満了の日 （以下「損失確定日」とい う。）において、公庫が弁 済を受けていない元金 309,183千円、その利子 （遅延利息を含む。）及び 損失確定日の翌日から補償 履行日まで年11%の割合に よる利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償 1 相手方 北陸銀行その他の金融機 関 2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機 関が富山県農林水産公社 に造林資金80,131千円を 貸し付けたことについて 損失を受けた場合のその 損失</p>	<p>令和8年度から 令和18年度まで</p>	<p>元金80,131千円及びその利 子の範囲内</p>
<p>漁業近代化資金利子補給 1 相手方 東日本信用漁業協同組合 連合会その他の融資機関</p>	<p>令和9年度から 令和29年度まで</p>	<p>年1.25%以内の利子補給 42,046</p>

<p>2 資金の種類 富山県漁業近代化資金制度実施要綱（平成17年水漁第 566 号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 580,000 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>		
<p>漁業近代化資金・沿岸漁業改善資金損失補償</p> <p>1 相手方 全国漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第 346 号）に基づき債務保証したものに つき代位弁済した額</p>	<p>令和 8 年度</p>	<p>1,000 千円の範囲内において代位弁済したとき知事が認めた額</p>
<p>漁業経営安定等資金利子補給</p> <p>1 相手方 東日本信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を図るため、中小漁業者等に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 600,000 千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>令和 9 年度から 令和24年度まで</p>	<p>年1.25%以内の利子補給 34,103</p>
<p>富山県道路公社事業資金債務保証</p> <p>1 相手方</p>	<p>令和 8 年度から 令和18年度まで</p>	<p>元金 1,000,000 千円及びその利子相当額</p>

北陸銀行その他の金融機関 2 債務保証の対象 富山県道路公社が立山有料道路事業運転資金及び能越自動車道有料道路事業運転資金に充てる借入金に係る債務		
県単独災害防除事業	令和9年度	15,000
県単独道路維持修繕事業	令和9年度	60,000
主要地方道高岡小杉線道路橋りょう改築橋梁下部工(P3-3)工事	令和9年度	100,000
主要地方道高岡小杉線道路橋りょう改築橋梁下部工(P3-4)工事	令和9年度	100,000
主要地方道若栗生地線道路橋りょう改築飯沢跨線橋補修工事委託	令和9年度から 令和10年度まで	529,000
一般県道黒川滑川線あいの風とやま鉄道線沖田踏切拡幅工事委託	令和9年度から 令和10年度まで	600,000
一般県道長楽寺福光線JR城端線第2北野踏切拡幅工事委託	令和9年度	245,000
道路橋りょう改築事業	令和9年度	1,139,000
県単独道路改良事業	令和9年度	298,000
主要地方道魚津生地入善線道路総合交付金新落合橋	令和9年度	210,000

(仮称) 下部工 (A 1 橋台) 工事		
道路総合交付金事業費	令和 9 年度	170,000
県単独橋りょう維持修繕事業	令和 9 年度	30,000
県単独河川維持修繕事業	令和 9 年度	80,000
河川総合交付金事業費	令和 9 年度	300,000
庄川水系地久子川河川改修 新地久子橋下部工 (A 1) 工事	令和 9 年度	220,000
鴨川河川改修放水路工工事	令和 9 年度	300,000
室牧ダム河川改修ダム管理 用設備改良工事	令和 9 年度	280,000
上市川第二ダム河川改修ダム 管理用設備改良工事	令和 9 年度から 令和10年度まで	200,000
利賀川ダム河川改修ダム管 理用設備改良工事	令和 9 年度	210,000
子撫川ダム河川改修ダム管 理用設備改良工事	令和 9 年度	300,000
河川改修事業	令和 9 年度	170,000
砂防総合交付金事業費	令和 9 年度	50,000
砂防関係施設整備事業	令和 9 年度	100,000
公益財団法人伏木富山港・ 海王丸財団事業資金損失補 償	令和 8 年度から 令和18年度まで	元金12,134千円及びその利 子の範囲内

<p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が公益財団法人伏木富山港・海王丸財団に帆船海王丸改修工事資金12,134千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>		
海岸保全事業	令和9年度	135,000
海岸総合交付金事業費	令和9年度	211,000
県単独港湾運河維持修繕事業	令和9年度	8,000
JR貨物高岡貨物駅用地物件補償	令和9年度	100,000
伏木富山港（富山地区）港湾予防保全中島閘門扉補修工事	令和9年度	108,000
港湾海岸総合交付金事業費	令和9年度	160,000
県単独都市計画街路改良事業	令和9年度	70,000
都市計画街路総合交付金事業費	令和9年度	84,000
街路事業	令和9年度	106,000
県民公園太閤山ランドプール広場塗装工事	令和9年度	20,000

県単独都市公園施設整備事業	令和9年度	65,000
都市公園総合交付金事業費	令和9年度	80,000
公営住宅ストック整備事業	令和9年度	58,000
財務会計システム整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	284,729
共回事務効率化推進事業	令和9年度から 令和12年度まで	162,507
県立学校情報教育設備整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	263,671
県立学校施設長寿命化改修事業（高等学校）	令和9年度	351,173
県立学校施設長寿命化改修事業（特別支援学校）	令和9年度から 令和12年度まで	297,763
富山県総合教育センター情報教育設備整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	7,375
交通事故システム整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	168,538
警察広報器材整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	8,558
警察総合情報管理システム整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	450,117
刑事警察器材整備事業	令和9年度から 令和16年度まで	800,000
通信指令システム整備事業	令和9年度から 令和14年度まで	1,714,608

(仮称) 砺波警察署整備事業	令和9年度から 令和10年度まで	3,277,000
サイバー犯罪対策器材整備事業	令和9年度から 令和11年度まで	3,678
犯罪鑑識機材整備事業	令和9年度	25
交通警察運営機材整備事業	令和9年度から 令和13年度まで	37,391

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	6,703,000	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)	5.0以内 % (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め50年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
緊急防災・減災費	1,522,000			
並行在来線費	10,000			
被災者生活再建 支援基金拠出金	401,700			
公事等補助費	15,185,000			
県単独農林水産業 施設整備事業費	9,000			
直轄事業費金	10,770,000			
公園整備事業費	437,000			
公営住宅建設費	68,000			
地方道整備費	1,646,000			
自然災害防止費	2,169,000			
警察施設整備費	402,000			
高等学校整備費	1,637,000			
特別支援学校費	601,000			
地域活性化費	286,000			
施設整備補助費	2,018,000			

補助直轄災害復旧事業費	1,678,100			
単独災害復旧費	180,000			
行政改革推進費	1,000,000			
計	46,722,800			

議案第 2 号

令和 8 年度富山県物品調達等管理特別会計予算

令和 8 年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,884,366 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			2,466
	1 繰越金		2,466
2 諸収入			5,879,900
	1 雑収入		5,879,900
3 県債			2,000
	1 県債		2,000
歳入合計			5,884,366
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総務費			5,884,366
	1 総務管理費		5,884,366
歳出合計			5,884,366

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県有車両メンテナンスマネジメント事業	令和9年度から 令和10年度まで	6,400

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車管理事業費	2,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 3 号

令和 8 年度富山県公債管理特別会計予算

令和 8 年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 137,003,445 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			96,616,445
	1 一般会計繰入金		91,738,585
	2 基金繰入金		4,877,860
2 県 債			40,387,000
	1 県 債		40,387,000
歳 入 合 計			137,003,445
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			137,003,445
	1 公 債 費		137,003,445
歳 出 合 計			137,003,445

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	40,387,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 4 号

令和 8 年度富山県収入証紙特別会計予算

令和 8 年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,810千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			68,810
	1 繰越金		68,810
歳入合計			68,810
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰出金			68,810
	1 他会計繰出金		68,810
歳出合計			68,810

議案第 5 号

令和 8 年度富山県母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算

令和 8 年度富山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111,006 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			2,805
	1 一般会計繰入金		2,805
2 繰 越 金			36,526
	1 繰 越 金		36,526
3 諸 収 入			71,675
	1 県預金利子		5
	2 貸付金元利収入		70,170
	3 雑 入		1,500
歳 入 合 計			111,006
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			111,006
	1 児童福祉費		111,006
歳 出 合 計			111,006

議案第 6 号

令和 8 年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

令和 8 年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 509,182 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			176
	1 繰 越 金		176
2 諸 収 入			189,006
	1 県 預 金 利 子		23
	2 貸 付 金 元 利 収 入		187,983
	3 雑 入		1,000
3 県 債			320,000
	1 県 債		320,000
歳 入 合 計			509,182
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商 工 費			509,182
	1 工 鉱 業 費		509,182
歳 出 合 計			509,182

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業 高度化資金	320,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

令和 8 年度富山県就農支援資金特別会計予算

令和 8 年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,014 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			5,315
	1 繰 越 金		5,315
2 諸 収 入			1,699
	1 貸付金元利収入		1,699
歳 入 合 計			7,014
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			7,014
	1 農 林 金 融 対 策 費		7,014
歳 出 合 計			7,014

議案第 8 号

令和 8 年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 8 年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,830千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			830
	1 一般会計繰入金		830
2 繰 越 金			69,298
	1 繰 越 金		69,298
3 諸 収 入			702
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		700
	3 雑 入		1
歳 入 合 計			70,830
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			70,830
	1 水 産 業 費		70,830
歳 出 合 計			70,830

議案第 9 号

令和 8 年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

令和 8 年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 346,444 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		54,870
	1 負 担 金	54,870
2 使用料及び手数料		105,001
	1 使 用 料	105,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		37,199
	1 一 般 会 計 繰 入 金	37,199
5 繰 越 金		53,530
	1 繰 越 金	53,530
6 諸 収 入		91,843
	1 県 預 金 利 子	130
	2 貸 付 金 元 利 収 入	30,804
	3 雑 収 入	60,909
7 県 債		4,000
	1 県 債	4,000

歳 入 合 計		346,444
歳 出 (単位 千円)		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		346,444
	1 林 業 費	346,444
歳 出 合 計		346,444

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
管理事務所費	4,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 10 号

令和 8 年度富山県奨学資金特別会計予算

令和 8 年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123,136 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			4,474
	1 一般会計繰入金		4,474
2 繰 越 金			43,944
	1 繰 越 金		43,944
3 諸 収 入			74,718
	1 貸付金元利収入		70,597
	2 雑 入		4,121
歳 入 合 計			123,136
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教 育 費			123,136
	1 教育総務費		123,136
歳 出 合 計			123,136

議案第 11 号

令和 8 年度富山県公共用地先行取得事業 特別会計予算

令和 8 年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,725,636 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,820,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			679,002
	1 財 産 運 用 収 入		26,942
	2 財 産 売 払 収 入		652,060
2 繰 越 金			226,634
	1 繰 越 金		226,634
3 県 債			1,820,000
	1 県 債		1,820,000
歳 入 合 計			2,725,636
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			26,942
	1 総 務 管 理 費		26,942
2 土 木 費			2,698,694
	1 土 木 管 理 費		652,061
	2 県単独公共用地先行取得事業費		2,041,633
	3 予 備 費		5,000

公共用地先行取得事業特別会計

歳 出 合 計	2,725,636

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地 先行取得事業費	1,820,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

令和 8 年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」 資金特別会計予算

令和 8 年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,000,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			350,684
	1 財 産 運 用 収 入		350,684
2 繰 越 金			5,648,479
	1 繰 越 金		5,648,479
3 諸 収 入			1,437
	1 県 預 金 利 子		1,437
歳 入 合 計			6,000,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			6,000,600
	1 総 務 管 理 費		6,000,600
歳 出 合 計			6,000,600

「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計

議案第 13 号

令和 8 年度富山県国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度富山県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,561,192千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000千円と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		22,197,310
	1 負 担 金	22,197,310
2 国庫支出金		20,025,032
	1 国庫負担金	14,284,031
	2 国庫補助金	5,741,001
3 前期高齢者交付金		28,183,640
	1 前期高齢者交付金	28,183,640
4 共同事業交付金		261,286
	1 共同事業交付金	261,286
5 出産育児交付金		2,745
	1 出産育児交付金	2,745
6 財産収入		5,532
	1 財産運用収入	5,532
7 繰入金		4,616,512
	1 一般会計繰入金	4,616,512
8 繰越金		269,135

国民健康保険特別会計

	1 繰越金	269,135
歳入合計		75,561,192
歳出		(単位 千円)
款	項	金額
1 総務費		3,658
	1 総務管理費	3,234
	2 運営協議会費	424
2 保険給付費等交付金		60,361,470
	1 保険給付費等交付金	60,361,470
3 後期高齢者支援金等		10,403,043
	1 後期高齢者支援金等	10,403,043
4 前期高齢者納付金等		20,119
	1 前期高齢者納付金等	20,119
5 介護納付金		3,392,934
	1 介護納付金	3,392,934
6 病床転換支援金等		5
	1 病床転換支援金等	5
7 子ども・子育て支援納付金		1,062,829
	1 子ども・子育て支援納付金	1,062,829

国民健康保険特別会計

8 共 同 事 業 拠 出 金		261,366
	1 共 同 事 業 拠 出 金	261,366
9 保 健 事 業 費		50,236
	1 保 健 事 業 費	50,236
10 基 金 積 立 金		5,532
	1 基 金 積 立 金	5,532
歳 出 合 計		75,561,192

議案第 14 号

令和 8 年度富山県港湾施設特別会計予算

令和 8 年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,490,963 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			322,754
	1 使 用 料		322,754
2 財 産 収 入			160,000
	1 財 産 売 払 収 入		160,000
3 繰 入 金			376,832
	1 一 般 会 計 繰 入 金		376,832
4 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
5 諸 収 入			149,376
	1 雑 入		149,376
6 県 債			482,000
	1 県 債		482,000
歳 入 合 計			1,490,963
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			1,490,963

港湾施設特別会計

	1 港 湾 费	1,490,963
歳 出 合 計		1,490,963

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
引船リース事業	令和9年度から 令和18年度まで	316,250

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	125,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
荷役機械建設 事業費	30,000			
上屋建設事業費	1,500			
借換債	325,000			
計	482,000			

議案第 15 号

令和 8 年度富山県工業用地等管理特別会計予算

令和 8 年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,883千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			54,990
	1 使 用 料		54,990
2 財 産 収 入			31,504
	1 財 産 運 用 収 入		28,503
	2 財 産 売 払 収 入		3,001
3 繰 越 金			3
	1 繰 越 金		3
4 諸 収 入			386
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		385
歳 入 合 計			86,883
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地 造成事業費			29,891
	1 臨海工業用地 造成事業費		29,891
2 太閤山住宅団地 造成事業費			3,000

工業用地等管理特別会計

	1 太閣山住宅団地造成事業費	3,000
3 ふ頭用地造成事業費		53,992
	1 ふ頭用地造成事業費	53,992
歳 出 合 計		86,883

令和 8 年度富山県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度富山県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 富山県立中央病院

(1) 事業量

(ア) 病床数	665床
一般病床	604床
結核病床	8床
感染症病床	3床
精神病床	50床

(イ) 患者数

入院患者	年間	195,000人	1日平均	534人
外来患者	年間	356,000人	1日平均	1,471人

(2) 主要な建設改良事業

劣化改修事業	497,474千円
医療器械整備	460,964千円

2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

(1) 事業量

(ア) 病床数	232床
一般病床	232床

(イ) 患者数

入院患者	年間	75,555人	1日平均	207人
外来患者	年間	82,280人	1日平均	340人

(2) 主要な建設改良事業

劣化改修事業	146,000千円
病院総合情報システム開発費	2,329千円
医療器械整備	36,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、企業債（経営改善推進事業）1,695,500千円を借り入れる。

収 入	
第1款 病院事業収益	32,479,067千円
第1項 医業収益	28,694,247千円
第2項 医業外収益	3,776,877千円
第3項 特別利益	7,943千円
支 出	
第1款 病院事業費用	35,349,933千円
第1項 医業費用	35,029,935千円
第2項 医業外費用	319,497千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額863,541千円は、過年度分損益勘定留保資金863,541千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,105,319千円
第1項 企業債	4,449,600千円
第2項 補助金	506,170千円
第3項 出資金	149,548千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,968,860千円
第1項 建設改良費	1,657,167千円
第2項 企業債償還金	4,311,193千円
第3項 予備費	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと

定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県立中央病院調理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	838,150
富山県立中央病院採血・採尿業務支援装置保守管理業務委託	令和9年度から 令和14年度まで	30,780

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
富山県立中央病院劣化改修事業費	497,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
富山県立中央病院情報ネットワーク更新事業費	425,000			
富山県立中央病院医療器械等整備事業費	431,000			
富山県立中央病院借換債	2,915,000			
富山県立中央病院経営改善推進事業費	1,695,500			
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター病院情報システム整備事業費	1,600			
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター医療器械整備事業費	36,000			

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 借換債	144,000			
計	6,145,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,198,392千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,114,704千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,756,803千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、8,378,446千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	中央病院情報管理システム	1
	医療器械	採血・採尿業務支援装置	1
	医療器械	人工心肺装置	1

令和8年2月24日 提出

富山県知事 新田 八朗

議案第 17 号

令和 8 年度富山県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度富山県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	6 市
(2) 年間総処理水量	46,702,371m ³
(3) 1 日平均処理水量	127,951m ³
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道事業費	1,623,240千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	7,893,533千円
第 1 項 営業収益	3,340,396千円
第 2 項 営業外収益	4,553,117千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	7,692,802千円
第 1 項 営業費用	7,493,465千円
第 2 項 営業外費用	198,817千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 223,092 千円は、過年度分損益勘定留保資金 223,092 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	2,359,932千円
-------------	-------------

第1項 企業債	378,800千円
第2項 補助金	1,666,497千円
第3項 建設負担金	314,635千円

支 出

第1款 資本的支出	2,583,024千円
第1項 建設改良費	1,626,954千円
第2項 企業債償還金	956,070千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター自家発電機更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	810,000
神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター3号溶融炉建設工事	令和9年度から 令和12年度まで	7,608,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	378,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること

		後において は、当該見 直し後の利 率)	ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
--	--	-------------------------------	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 81,614千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、842,126千円である。

令和8年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 8 年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	413,302MWh		
(2) 主要な建設改良事業	固定資産改良事業	事業費	1,554,665千円
	地熱資源開発調査事業	事業費	242,000千円
	発電所老朽化対策事業	事業費	3,152,033千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中その他特別損失83,803千円の財源にあてるため、企業債83,000千円を借り入れる。

収 入

第 1 款 事業収益	7,136,556千円
第 1 項 営業収益	6,911,266千円
第 2 項 財務収益	72,060千円
第 3 項 営業外収益	153,210千円
第 4 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	4,973,004千円
第 1 項 営業費用	4,572,355千円
第 2 項 財務費用	202,621千円
第 3 項 営業外費用	107,572千円
第 4 項 特別損失	85,456千円
第 5 項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,978,406 千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,978,406 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,039,020千円
第1項 企業債	3,033,000千円
第2項 補助金	6,000千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑 入	10千円

支 出	
第1款 資本的支出	6,017,426千円
第1項 建設改良費	4,948,698千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	1,064,718千円
第4項 予 備 費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
庄発電所ピッチ角変更工事	令和9年度	5,900
太陽光発電所保守点検業務委託	令和9年度	6,500
大長谷第四発電所自動制御補助盤予備基盤購入費	令和9年度	2,200
大長谷第四発電所欠相継電器更新工事	令和9年度	26,400
上市川第三発電所発電所主要機器等修繕工事	令和9年度から 令和10年度まで	472,700
菅沼ダム濁水対策工事	令和9年度から	5,400,000

	令和10年度まで	
大長谷第二発電所ほか監視制御装置更新等工事	令和9年度	75,702
ダム監視制御装置改良工事	令和9年度	35,948
企業局工事管理システム連携改修	令和9年度	6,137

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
発電所老朽化対策事業費 (建設改良費分)	3,033,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
発電所老朽化対策事業費 (特別損失分)	83,000			
計	3,116,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 869,096千円

(2) 交際費 126千円

令和8年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 8 年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	36,724,110m ³		
(2) 主要な建設改良事業	西部水道用水供給事業	事業費	850,482千円
	東部水道用水供給事業	事業費	43,422千円
	固定資産改良事業	事業費	550,974千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事業収益		1,884,322千円
第 1 項 営業収益		1,725,449千円
第 2 項 営業外収益		158,853千円
第 3 項 特別利益		20千円
	支	出
第 1 款 事業費		1,776,032千円
第 1 項 営業費用		1,736,032千円
第 2 項 営業外費用		39,480千円
第 3 項 特別損失		20千円
第 4 項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額749,595千円は、過年度分損益勘定留保資金749,595千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		1,024,400千円
第 1 項 企業債		961,200千円

第2項	長期借入金	43,190千円
第3項	工事負担金	20,000千円
第4項	雑入	10千円

支 出

第1款	資本的支出	1,773,995千円
第1項	建設改良費	1,444,878千円
第2項	企業債償還金	329,117千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業局工事管理システム 連携改修	令和9年度	2,558

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
西部水道用水費 供給事業費	907,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
東部水道用水費 供給事業費	54,000			
計	961,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 362,114千円

(2) 交 際 費 37千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、92,000千円と定める。

令和8年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 8 年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 76,720,445m³

(2) 主要な建設改良事業

富山県西部工業用水道建設事業	事業費	691,670千円
利賀川工業用水道建設事業	事業費	106,042千円
固定資産改良事業	事業費	346,923千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	2,301,204千円
第 1 項 営業収益	2,023,272千円
第 2 項 営業外収益	277,912千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	2,248,558千円
第 1 項 営業費用	2,117,399千円
第 2 項 営業外費用	58,375千円
第 3 項 特別損失	72,284千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額299,420千円は、過年度分損益勘定留保資金299,420千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	1,102,167千円
-------------	-------------

第1項 企業債	992,000千円
第2項 長期借入金	64,357千円
第3項 補助金	27,500千円
第4項 受託工事収入	11,310千円
第5項 工事負担金	1,000千円
第6項 雑入	6,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,401,587千円
第1項 建設改良費	1,144,635千円
第2項 受託工事費	11,310千円
第3項 企業債償還金	217,642千円
第4項 他会計借入金償還金	28,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新旧導水路接続管設計業務委託	令和9年度	20,000
企業局工事管理システム連携改修	令和9年度	1,535

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
富山県西部工業用水道建設事業費	665,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は
固定資産改良費	327,000			

計	992,000	方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
---	---------	--	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 263,905千円

(2) 交際費 37千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

令和8年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 8 年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 232台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	54,845千円
第 1 項 営業収益	53,076千円
第 2 項 営業外収益	1,749千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	20,129千円
第 1 項 営業費用	12,952千円
第 2 項 営業外費用	6,657千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額51,328千円は、当年度分損益勘定留保資金 2,468 千円、過年度分損益勘定留保資金48,860千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	10千円
第 1 項 雑 入	10千円

支 出

第 1 款 資本的支出	51,338千円
第 1 項 建設改良費	2,000千円

第2項 他会計借入金償還金 49,338千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,919千円

令和8年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 22 号

富山県公用施設総合管理基金条例制定の件

富山県公用施設総合管理基金条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公用施設総合管理基金条例

(設置)

第 1 条 県が所有する公用施設の計画的な改修その他総合的な管理を推進するため、富山県公用施設総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例制定の件

富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 こどもまんなか社会を実現するための基本的施策等（第 10 条—第 17 条）

第 3 章 富山県こども支援委員会（第 18 条—第 26 条）

第 4 章 雑則（第 27 条）

附則

こどもは、一人一人がかけがえのない大切な存在です。

こどもは、周りの人に温かく見守られ、支えられることによって、心身ともに健やかに育ち、失敗を恐れずに挑戦でき、将来を切り開くことができます。

また、こどもにとって、自分の意見が大切にされる経験は、自己肯定感や自己有用感を高め、主体的に、自分らしく生きていくことにつながります。

我が国は、児童の権利に関する条約を結び、すべてのこどもは大人と同様に権利の主体であり、一切の差別的取扱いを受けないこと、命を守られながら、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう支えられること、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを約束しています。

しかしながら、貧困、虐待、いじめ、ヤングケアラー、インターネットの利用に関する問題等、こどもを取り巻く状況は厳しさを増しています。また、高い共働き世帯率、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、家族や地域がこどもを見守り、支える機能が低下し、こどもや保護者の不安感や孤立感が高まっていま

す。

こうしたことから、こどもが安心して成長できる環境が整うよう、こどもにとって大切な権利を明らかにするとともに、県はもとより、国、市町村、保護者、こどもの学びや育ちに関する施設等関係者、事業者及び県民がそれぞれの立場から又は相互に連携し、困難な状況にあるこどもの権利擁護を図ることが不可欠です。また、こどもが権利について学び、様々な支援を受けながら意見を表明し、個性や多様性が尊重され、主体的に、自分らしく生きることができるよう支援していかなければなりません。

ここに私たちは、未来を担うすべてのこどもが、誰一人取り残されることなく、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こどもの健やかな成長を支援するための基本理念を定め、こどもにとって大切な権利を明らかにするとともに、県等の役割、こどもの支援に関する基本的施策等を定めることにより、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例（平成21年富山県条例第28号）と相まって、こどもの支援のための施策を総合的に推進し、もってこどもまんなか社会（未来を担うすべてのこどもが、誰一人取り残されることなく、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会をいいます。）を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。

2 この条例において「こどもの支援」とは、こどもの権利擁護に関して行う次に掲げる支援をいい、こどもの支援の対象となるこどもの範囲は、支援ごとに定めるものとします。

(1) こどもの健やかな成長に対する支援

(2) こどもの健やかな成長を支える者（保護者及びこどもの学びや育ちに関する施設等関係者をいいます。以下同じです。）に対する支援

3 この条例において「保護者」とは、こどもを現に監護する者をいいます。

4 この条例において「こどもの学びや育ちに関する施設等関係者」とは、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいいます。第7条において同じです。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいいます。第7条において同じです。）その他これらに類する施設の設置者、管理者、教員及び職員その他こどもの教育又は福祉に関する職務に従事する者をいいます。

（基本理念）

第3条 こどもの支援は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

(1) すべてのこどもについて、一人の人間として権利があり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、こどもの有する権利が尊重され、擁護されること。

(2) すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、教育を受ける機会が等しく与えられること。

(3) すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

(4) すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(5) こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、こどもの健やかな成長を支える者、事業者及び県民が、相互に連携を図りながら協力して、社会全体でこどもを支えるための施策及び取組を推進すること。

（こどもにとって大切な権利）

第4条 すべてのこどもは、健やかに成長するため、次に掲げる権利が尊重されま

す。

- (1) 心身ともに健康であり、必要な医療、保健、福祉等の支援を受けられること。
 - (2) かけがえのない存在として周りの人に温かく見守られ、支えられること。
 - (3) 遊び、学び、スポーツ、文化芸術活動等様々な活動が体験できること。
 - (4) 希望と意欲に応じて好きなことや夢に向かってのびのびと挑戦できること。
 - (5) 自分の成長に役立つ情報を入手することができ、自分の権利や社会に関する正しい知識に基づき将来を自ら選択できること。
 - (6) 自分の意見をもつための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できること。
 - (7) 不安や悩みを解決したり乗り越えたりするために助けを求めることができ、適切な助言や支援を受けられること。
 - (8) 虐待、いじめ等困難な状況から心身が守られ、差別的取扱いや不利益を受けたり、孤立したりすることなく、安全で安心して過ごすことができる居場所をもつことができること。
- 2 こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければなりません。
- 3 こどもの健やかな成長を支える者は、こどもの権利が侵害されていないか注意深く見守らなければなりません。

(県の役割)

第5条 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、こどもの健やかな成長を支える者による主体的かつ自主的なこどもの支援のための取組を尊重しつつ、こどもの支援のための施策を策定し、及び実施するものとします。

(保護者等の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもが自立した個人として健やかに成長することについて第一義的責任を有することを認識しつつ、こどもを見守り支えるものとします。

- 2 県及びこどもの学びや育ちに関する施設等関係者は、保護者とともに、こどもが自立した個人として健やかに成長するよう見守り支えるものとします。

(こどもの学びや育ちに関する施設等関係者の役割)

第7条 こどもの学びや育ちに関する施設等関係者は、基本理念にのっとり、学校、

児童福祉施設その他これらに類する施設における安全を確保するとともに、こどもが安心して学び育つことができる環境づくりに努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者がこどもに接する時間を十分に確保するため、職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

(県民の役割)

第9条 県民は、基本理念について理解を深めるとともに、こどもの支援のための施策及び取組について関心を高め、協力するよう努めるものとします。

第2章 こどもまんなか社会を実現するための基本的施策等

(市町村との連携協力)

第10条 県は、こどもの支援のための施策の実施に当たっては、適切な役割分担を踏まえ、市町村と相互に連携を図りながら協力するものとします。

(こどもの権利に関する普及啓発及び気運の醸成)

第11条 県は、この条例、児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて普及啓発を図り、それらの理解を得るよう努めるものとします。

2 県は、前項の広報活動等を行うに当たり、市町村、こどもの健やかな成長を支える者、事業者及び県民に協力を求め、気運の醸成を図るものとします。

(こどもの居場所及び様々な体験活動の機会の確保)

第12条 県は、すべてのこどもが、安全で安心して過ごすことができる居場所をもち、その希望や意欲に応じて、遊び、学び、スポーツ、文化芸術活動等様々な体験活動の機会を得ることができるよう、こども及びこどもの健やかな成長を支える者に対し、必要な支援を行うものとします。

(こどもの健やかな成長に対する切れ目のない支援)

第13条 県及びこどもの学びや育ちに関する施設等関係者は、こどもの健やかな成長に対する支援が、その心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるよう、相互に連携を図りながら協力するものとします。

(相談支援体制の充実)

第14条 県は、貧困、虐待、いじめ、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められること等、不安や悩みを抱えるこども又は保護者その他

こどもに関わる者が、安心して相談し、適切な助言や支援を受けることができるよう、体制の充実を図り、こどもに寄り添ったきめ細かな支援を行うものとします。

(こども等からの意見聴取及び施策への反映)

第15条 県は、こどもの支援のための計画又は施策を策定し、及び実施するに当たっては、当該計画又は施策の目的等に応じて、こども等の意見を聴取し、その反映状況について説明するために必要な措置を講ずるものとします。

2 前項の意見の聴取に当たっては、社会的養護下にあるこどもをはじめとした様々な困難な状況にあるこどもの意見も聴取するものとします。

(こどもの視点に立った情報提供等)

第16条 県及びこどもの健やかな成長を支える者は、こどもがその健やかな成長のために必要な知識について、こどもの視点に立った分かりやすい情報の提供を行うとともに、こどもがその理解を深めるために学ぶ機会を得ることができるよう努めるものとします。

(こどもが意見表明しやすい環境づくり)

第17条 県及びこどもの健やかな成長を支える者は、こどもの年齢及び発達の程度に応じた意見を言いやすい環境づくりに努めるものとします。

第3章 富山県こども支援委員会

(設置及び所掌事務)

第18条 こどもの悩みの解決に向けた支援を行う機関として、富山県こども支援委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

2 委員会は、知事の求めに応じて、次に掲げる職務を行います。

- (1) 第21条第1項に規定する調整等を行うこと。
- (2) 第25条第2項に規定する意見表明を行うこと。
- (3) こどもの権利擁護に関して県が行う普及啓発活動について意見を述べること。

(組織等)

第19条 委員会は、委員5人以内で組織します。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命します。

3 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることができます。

- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表します。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理します。
- 8 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができます。
- 9 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命します。
- 10 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとしします。
- 11 この章に定めがあるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委員の服務)

第20条 委員は、こどもの気持ちを尊重し、その最善の利益を優先して、公平かつ適正にその職務を行うものとしします。

- 2 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様としします。

(調整等の申立て)

第21条 こども又は保護者は、こどもの健やかな成長に関して富山県行政組織規則(平成6年富山県規則第14号)第133条に規定するこども相談センターに相談して支援を受けてもなおこどもの置かれている状況が改善しないときは、知事に対し、当該事案を解決するための調整及び調整に必要な調査(以下「調整等」といいます。)の申立てをすることができます。

- 2 知事は、前項の申立て(以下単に「申立て」といいます。)があったときは、調整等を委員会に求めるものとしします。

(調整等の実施)

第22条 委員会は、前条第2項の規定による求めがあったときは、申立てに係る事案について調整等を行うものとしします。ただし、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、調整等を行わないものとしします。

- (1) 判決により確定した権利関係又は県若しくは市町村の附属機関等が認定した事実関係に関する事案であるとき。
- (2) 裁判所において係争中の事案又は県若しくは市町村の附属機関等において審

議中の事実関係に関する事案であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、調整等を行うことが適当でない事案として規則で定めるものであるとき。

2 委員会は、調整等のため必要があると認めるときは、申立てに係る事案に係る者として委員会が認めるもの（以下「関係者」といいます。）に対し、資料の提出及び説明を求めることができます。

3 委員会は、申立てに係る事案が解決したときはその結果を、調整等を行わなかったときはその旨を理由を付して、知事に報告するものとします。

4 知事は、前項の報告があったときは、速やかに、申立てを行ったことも又は保護者（以下「申立人」といいます。）及び関係者に通知するものとします。

（調整等の中止）

第23条 委員会は、調整等を開始した後においても、前条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるとき又は申立人が申立てを取り下げたときは、調整等を中止するものとします。

2 委員会は、調整等を中止したときは、その旨を理由を付して、知事に報告するものとします。

3 知事は、前項の報告があったときは、速やかに、申立人及び関係者に通知するものとします。

（調整等の終了）

第24条 委員会は、調整等を尽くしても申立てに係る事案の解決が見込めないと認めるときは、出席委員全員の一致により調整等を終了することができます。

2 委員会は、調整等を終了したときは、その旨を理由を付して、知事に報告するものとします。

3 知事は、前項の報告があったときは、速やかに、申立人及び関係者に通知するものとします。

（意見表明）

第25条 知事は、委員会に対し、申立てに係る事案に関連する県の施策について意見を求めることができます。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、申立てに係る事案に関連する県の施策について必要な措置を講ずるよう意見を述べること（以下この条において「意見表明」といいます。）ができます。

3 知事は、意見表明があったときは、これを尊重しなければなりません。

4 知事は、意見表明があったときは、その措置状況について委員会に報告するものとしします。

5 知事は、意見表明があったとき又は前項の報告をしたときは、速やかに、申立人及び関係者に通知するものとしします。

(活動状況の公表)

第26条 委員会は、その活動状況について、毎年度1回、公表するものとしします。

第4章 雑則

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。ただし、第3章の規定は、同年10月1日から施行します。

議案第 24 号

富山県公益認定等審議会条例一部改正の件

富山県公益認定等審議会条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

富山県公益認定等審議会条例（平成20年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「公益法人」の次に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

富山県行政手続条例一部改正の件

富山県行政手続条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県行政手続条例の一部を改正する条例

富山県行政手続条例（平成 7 年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第

4 項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富山県行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 26 号

富山県防災危機管理センター条例等一部改正の件

富山県防災危機管理センター条例等の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県防災危機管理センター条例等の一部を改正する条例

(富山県防災危機管理センター条例の一部改正)

第 1 条 富山県防災危機管理センター条例（令和 4 年富山県条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「使用する」を「利用する」に改める。

別表研修室の項中「20,300円」を「23,000円」に、「11,800円」を「12,900円」に、「14,200円」を「15,700円」に、

「

3 - B	20,800円	12,000円	14,500円
-------	---------	---------	---------

」

を

「

3 - B	23,500円	13,200円	16,000円
-------	---------	---------	---------

」

に、「17,900円」を「20,300円」に、「10,400円」を「11,400円」に、「12,500円」を「13,800円」に、「9,500円」を「10,800円」に、「5,500円」を「6,100円」に、「6,700円」を「7,400円」に、「8,300円」を「9,300円」に、「4,800円」を「5,300円」に、「5,800円」を「6,400円」に、「8,900円」を「10,100円」に、「5,200円」を「5,700円」に、「6,200円」を「6,900円」に、「7,800円」を「8,800円」に、「4,500円」を「4,900円」に、「5,400円」を「6,000円」に、

「

5 - A	20,700円	12,000円	14,400円
-------	---------	---------	---------

」

を

「

5 - A	23,300円	13,100円	15,900円
-------	---------	---------	---------

」

に、「17,100円」を「19,300円」に、「9,900円」を「10,900円」に、「11,900円」を「13,200円」に、「16,600円」を「18,800円」に、「9,600円」を「10,600円」に、「11,600円」を「12,800円」に改め、同表小会議室の項中「11,500円」を「13,000円」に、「6,700円」を「7,300円」に、「8,000円」を「8,900円」に改め、同表中会議室の項中「28,500円」を「32,300円」に、「16,500円」を「18,100円」に、「19,900円」を「22,000円」に改める。

(富山県民会館条例の一部改正)

第2条 富山県民会館条例(昭和39年富山県条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「6,500円」を「7,200円」に、「12,950円」を「14,300円」に、「25,400円」を「28,000円」に、「50,850円」を「56,050円」に、「98,200円」を「108,150円」に、「13,600円」を「15,000円」に、「147,750円」を「162,750円」に、「182,300円」を「200,800円」に、「33,500円」を「36,900円」に、「130,950円」を「144,250円」に、「54,700円」を「60,250円」に改める。

別表第1の2の表中「3,550円」を「3,950円」に、「120円」を「130円」に、「60円」を「70円」に、「4,700円」を「5,200円」に改める。

別表第1の3の表中「200円」を「250円」に、「180円」を「230円」に、「160円」を「200円」に改める。

(富山県教育文化会館条例の一部改正)

第3条 富山県教育文化会館条例(昭和49年富山県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「11,300円」を「12,500円」に、「34,500円」を「38,150円」に、「20,900円」を「23,100円」に、「98,500円」を「108,900円」に改める。

(富山県高岡文化ホール条例の一部改正)

第4条 富山県高岡文化ホール条例(昭和61年富山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「24,650円」を「27,250円」に、「8,450円」を「9,350円」に、「13,150円」を「14,550円」に、「101,650円」を「112,350円」に、「66,000円」を「72,950円」に、「32,000円」を「35,400円」に、「3,950円」を「4,400円」に、「2,750円」を「3,050円」に改める。

(富山県新川文化ホール条例の一部改正)

第5条 富山県新川文化ホール条例(平成6年富山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,750円」を「6,400円」に、「3,700円」を「4,100円」に、「23,600円」を「26,200円」に、「181,250円」を「200,850円」に、「41,450円」を「45,950円」に改める。

(富山県民小劇場条例の一部改正)

第6条 富山県民小劇場条例(昭和62年富山県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「14,200円」を「15,400円」に、「138,350円」を「149,700円」に改める。

(富山県利賀芸術公園条例の一部改正)

第7条 富山県利賀芸術公園条例(平成6年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「19,600円」を「21,900円」に、「17,400円」を「19,400円」に、「32,700円」を「36,500円」に、「4,400円」を「4,900円」に、「16,300円」を「18,200円」に、「9,900円」を「11,000円」に改める。

別表の2の表中「91,200円」を「101,700円」に、「3,050円」を「3,400円」に、「1,550円」を「1,750円」に、「360円」を「400円」に、「280円」を「310円」に、「160円」を「180円」に、「90円」を「100円」に、「13,600円」を「15,200円」に改める。

(高志の国文学館条例の一部改正)

第8条 高志の国文学館条例(平成23年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「200円」を「250円」に、「160円」を「200円」に改める。

別表第1の3中「4,200円」を「4,400円」に改める。

別表第1の4の表中「14,420円」を「16,080円」に、「3,610円」を「4,020円」に、「7,170円」を「7,990円」に、「1,790円」を「2,000円」に、「4,430円」を「4,940円」に、「880円」を「980円」に、「3,960円」を「4,420円」に、「780円」を「870円」に、「1,420円」を「1,580円」に、

「290円」を「320円」に、「1,700円」を「1,900円」に、「340円」を「380円」に改める。

(富山県民共生センター条例の一部改正)

第9条 富山県民共生センター条例(平成9年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「8,500円」を「9,500円」に、「33,500円」を「37,100円」に、「14,700円」を「16,300円」に、「23,300円」を「25,800円」に、「44,700円」を「49,500円」に、「22,000円」を「24,400円」に改める。

別表の2の表中「280円」を「310円」に改める。

(富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例の一部改正)

第10条 富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例(昭和56年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,050円」を「1,200円」に、「520円」を「600円」に、「5,230円」を「5,800円」に、「2,100円」を「2,400円」に、「28,000円」を「30,600円」に、「12,000円」を「13,100円」に、「19,910円」を「21,900円」に、「8,450円」を「9,300円」に、「12,450円」を「13,700円」に、「5,290円」を「5,900円」に、「1,600円」を「1,800円」に、「600円」を「700円」に、「440円」を「500円」に、「100円」を「200円」に改める。

(富山県総合福祉会館条例の一部改正)

第11条 富山県総合福祉会館条例(平成11年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「18,600円」を「21,200円」に、「28,200円」を「32,000円」に、「7,100円」を「8,100円」に、「38,200円」を「43,400円」に、「17,100円」を「19,500円」に改める。

(富山県国際健康プラザ条例の一部改正)

第12条 富山県国際健康プラザ条例(平成11年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「25,200円」を「28,100円」に改める。

別表第1の2の表中「13,700円」を「15,300円」に改める。

別表第1の3の表中「1,600円」を「1,800円」に改める。

別表第2の1の表中「2,100円」を「2,400円」に、「1,700円」を「1,900

円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「900円」を「1,100円」に改める。

別表第3中「26,200円」を「29,300円」に改める。

(富山県立イタイイタイ病資料館条例の一部改正)

第13条 富山県立イタイイタイ病資料館条例(平成23年富山県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「10,100円」を「11,900円」に、「3,800円」を「4,500円」に、「5,100円」を「6,000円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「1,900円」を「2,300円」に、「2,600円」を「3,100円」に、「700円」を「900円」に改める。

(富山県薬事総合研究開発センター条例の一部改正)

第14条 富山県薬事総合研究開発センター条例(昭和60年富山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「4,500円」を「4,600円」に、「600円」を「700円」に、「3,100円」を「3,500円」に改める。

別表の2の表中「19,600円」を「21,000円」に、「5,200円」を「5,500円」に、「8,200円」を「8,800円」に、「67,200円」を「70,400円」に、「11,100円」を「12,000円」に、「4,200円」を「4,400円」に、「8,700円」を「9,200円」に改める。

(富山県創業支援センター条例の一部改正)

第15条 富山県創業支援センター条例(令和3年富山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表中「51,200円」を「54,010円」に、「16,900円」を「17,830円」に、「11,300円」を「11,920円」に、「2,400円」を「2,530円」に、「135,550円」を「142,990円」に、「13,700円」を「14,450円」に改める。

(富山県創業・移住促進住宅条例の一部改正)

第16条 富山県創業・移住促進住宅条例(令和3年富山県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「81,500円」を「85,970円」に、「61,700円」を「65,090円」に改める。

別表第2中「4,000円」を「4,220円」に改める。

(富山県産業技術研究開発センター条例の一部改正)

第17条 富山県産業技術研究開発センター条例（昭和61年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の1の項中「9,000円」を「9,800円」に改め、同表の3の項中「3,800円」を「4,300円」に改め、同表の4の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表の5の項中「4,200円」を「4,500円」に改め、同表の7の項中「16,600円」を「18,500円」に改め、同表の8の項中「9,400円」を「9,700円」に改め、同表の9の項中「2,800円」を「2,900円」に改める。

別表の2の表の1の項中「34,800円」を「36,500円」に改め、同表の2の項中「8,900円」を「9,400円」に改め、同表の3の項中「14,100円」を「14,500円」に改め、同表の4の項中「5,800円」を「6,100円」に改め、同表の5の項中「26,200円」を「27,500円」に改め、同表の6の項中「25,500円」を「27,300円」に改め、同表の7の項中「2,300円」を「2,400円」に改め、同表の9の項中「14,800円」を「15,900円」に改め、同表の10の項中「23,300円」を「24,400円」に改め、同表の11の項中「8,900円」を「9,300円」に改め、同表の12の項中「2,200円」を「2,300円」に改め、同表の13の項中「4,600円」を「4,800円」に改め、同表の15の項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

（富山県総合デザインセンター条例の一部改正）

第18条 富山県総合デザインセンター条例（平成11年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表2中「700円」を「800円」に、「1,000円」を「1,300円」に、「2,500円」を「3,100円」に改める。

別表4中「4,200円」を「4,400円」に改める。

（富山県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第19条 富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1 非紹介患者加算料の項を次のように改める。

非紹介患者 加算料	初診	1回	7,700円 (助産に係る場合にあっては、 7,000円)	次に掲げる場合は、非紹介患者加算料を徴収しない。 (1) 他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合 (2) 緊急その他やむを得ない事情が
--------------	----	----	-------------------------------------	--

				ある場合 (3) 非紹介患者加算料を徴収しないことについて正当な理由がある場合
	再診	1回	3,300円 （助産に係る場合にあつては、3,000円）	次に掲げる場合は、非紹介患者加算料を徴収しない。 (1) 他の病院（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条第3項本文及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第5条第3項本文に規定する保険医療機関を除く。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合 (2) 緊急その他やむを得ない事情がある場合 (3) 非紹介患者加算料を徴収しないことについて正当な理由がある場合

別表第1 医師所見料の項中「11,000円」を「16,500円」に改め、同表診断書交

付手数料の項中 「

1,800円
1,800円

」 を 「

2,800円
3,800円

」 に、「3,600円」を「5,000円」

に、「2,100円」を「3,800円」に改め、同表証明書交付手数料の項中「1,800円」を「2,800円」に、「2,600円」を「5,000円」に改める。

（富山県農林水産総合技術センター条例の一部改正）

第20条 富山県農林水産総合技術センター条例（平成19年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の5の項中「200円以上5,500円」を「300円以上5,700円」に改め、同表の9の項中「1,300円」を「1,500円」に改める。

別表の2の表の1の項中「2,400円以上16,500円」を「2,600円以上17,500円」

に改め、同表の2の項中「5,300円以上29,000円」を「5,600円以上31,000円」に改め、同表の3の項中「1,200円以上3,200円」を「1,300円以上3,500円」に改め、同表の4の項中「1,200円以上15,100円」を「1,300円以上16,700円」に改め、同表の5の項中「1,400円以上2,900円」を「1,600円以上3,300円」に改め、同表の6の項中「6,500円」を「7,000円」に改め、同表の7の項中「1,100円以上2,200円」を「1,300円以上2,500円」に改め、同表の8の項中「800円以上2,800円」を「900円以上3,000円」に改め、同表の9の項中「1,100円以上8,900円」を「1,200円以上9,200円」に改め、同表の10の項中「2,300円以上124,100円」を「2,500円以上131,400円」に改め、同表の11の項中「4,400円」を「4,800円」に改め、同表の12の項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表の13の項中「1,300円以上4,700円」を「1,400円以上5,100円」に改め、同表の14の項中「1,000円以上1,200円」を「1,100円以上1,300円」に改め、同表の15の項中「1,000円以上7,600円」を「1,200円以上8,300円」に改め、同表の16の項中「50,100円」を「53,100円」に改め、同表の17の項中「1,000円以上29,900円」を「1,100円以上32,100円」に改め、同表の18の項中「2,700円以上12,400円」を「2,900円以上13,400円」に改め、同表の19の項中「2,800円以上9,800円」を「3,000円以上10,300円」に改め、同表の20の項中「3,700円」を「4,000円」に改め、同表の21の項中「35,600円」を「36,900円」に改め、同表の22の項中「39,700円以上46,500円」を「42,900円以上48,900円」に改め、同表の23の項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同表の24の項中「2,900円以上8,500円」を「3,200円以上9,000円」に改め、同表の25の項中「4,900円以上22,000円」を「5,200円以上24,000円」に改め、同表の26の項中「2,900円以上7,700円」を「3,100円以上8,200円」に改め、同表の27の項中「5,100円以上15,400円」を「5,400円以上16,200円」に改め、同表の28の項中「164,500円以上290,500円」を「176,700円以上309,100円」に改め、同表の29の項中「62,100円以上499,200円」を「65,700円以上516,600円」に改める。

(富山県林道条例の一部改正)

第21条 富山県林道条例(昭和39年富山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,900円」を「6,600円」に、「2,000円」を「2,700円」に、

「500円」を「600円」に改める。

(富山県港湾管理条例の一部改正)

第22条 富山県港湾管理条例(昭和37年富山県条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「77,000円」を「88,000円」に、「84,700円」を「96,800円」に、「102,000円」を「117,000円」に、「112,200円」を「128,700円」に、「128,000円」を「147,000円」に、「140,800円」を「161,700円」に、「153,000円」を「175,000円」に、「168,300円」を「192,500円」に、

「		(5) 総トン数15,000トン以上20,000トン未満の船舶	177,000円	194,700円		
		(6) 総トン数20,000トン以上25,000トン未満の船舶	199,000円	218,900円		
		(7) 総トン数25,000トン以上30,000トン未満の船舶	218,000円	239,800円		
		(8) 総トン数30,000トン以上40,000トン未満の船舶	237,000円	260,700円		
		(9) 総トン数40,000トン以上50,000トン未満の船舶	252,000円	277,200円		
		(10) 総トン数50,000トン以上60,000トン未満の船舶	268,000円	294,800円		
		(11) 総トン数60,000トン以上70,000トン未満の船舶	285,000円	313,500円		
		(12) 総トン数70,000トン以上80,000トン未満の船舶	303,000円	333,300円		
		(13) 総トン数80,000トン以上90,000トン未満の船舶	322,000円	354,200円		
		(14) 総トン数90,000トン以上の船舶	342,000円	376,200円		
		」				

を

「		(5) 総トン数15,000トン以上25,000トン未満の船舶	228,000円	250,800円
		(6) 総トン数25,000トン以上40,000トン未満の船舶	272,000円	299,200円

	(7) 総トン数40,000トン以上60,000トン未満の船舶	307,000円	337,700円
	(8) 総トン数60,000トン以上80,000トン未満の船舶	347,000円	381,700円
	(9) 総トン数80,000トン以上の船舶	445,500円	490,050円

に改める。

(富山県立山カルデラ砂防博物館条例の一部改正)

第23条 富山県立山カルデラ砂防博物館条例（平成10年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「400円」を「500円」に、「320円」を「400円」に改める。

(富山県立都市公園条例の一部改正)

第24条 富山県立都市公園条例（昭和52年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第4の3の表富山県総合運動公園の項中「139,580円」を「156,290円」に、「31,100円」を「34,820円」に、「15,540円」を「17,400円」に、「280円」を「310円」に、「160円」を「180円」に、「167,490円」を「187,550円」に、「5,000円」を「5,600円」に、「16,080円」を「18,010円」に、「8,050円」を「9,010円」に、「4,990円」を「5,590円」に、「2,500円」を「2,800円」に、「7,480円」を「8,380円」に、「3,740円」を「4,190円」に、「2,100円」を「2,350円」に、「1,400円」を「1,570円」に、「1,050円」を「1,180円」に、「700円」を「780円」に、「520円」を「580円」に、「350円」を「390円」に改め、同表富山県五福公園の項中「121,290円」を「135,810円」に、「18,770円」を「21,020円」に、「9,390円」を「10,510円」に、「140円」を「160円」に、「90円」を「100円」に、「167,490円」を「187,550円」に、「4,020円」を「4,500円」に、「2,010円」を「2,250円」に、「43,010円」を「48,160円」に、「10,730円」を「12,010円」に、「1,080円」を「1,210円」に、「21,560円」を「24,140円」に、「6,700円」を「7,500円」に、「670円」を「750円」に、「134,770円」を「150,910円」に、「1,350円」を「1,510円」に、「4,990円」を「5,590円」に、「500円」を「560円」に、「2,500円」を「2,800円」に、「250円」を「280円」に改

め、同表富山県岩瀬スポーツ公園の項中「80,860円」を「90,540円」に、「8,050円」を「9,010円」に、「40,430円」を「45,270円」に、「4,020円」を「4,500円」に、「2,010円」を「2,250円」に、「500円」を「560円」に、「340円」を「380円」に、「4,990円」を「5,590円」に、「2,500円」を「2,800円」に、「5,370円」を「6,010円」に、「1,010円」を「1,130円」に、「670円」を「750円」に、「26,650円」を「29,840円」に改め、同表富山県常願寺川公園の項中「4,990円」を「5,590円」に、「2,500円」を「2,800円」に、「500円」を「560円」に、「340円」を「380円」に改め、同表富山県空港スポーツ緑地の項中「101,060円」を「113,160円」に、「16,080円」を「18,010円」に、「8,050円」を「9,010円」に、「140円」を「160円」に、「90円」を「100円」に、「500円」を「560円」に、「340円」を「380円」に改め、同表富山県富岩運河環水公園の項中「47,000円」を「53,000円」に、「12,000円」を「13,000円」に、「500円」を「560円」に、「250円」を「280円」に、「940円」を「1,050円」に、「470円」を「530円」に、「530円」を「590円」に、「280円」を「310円」に、「330円」を「370円」に、「110円」を「120円」に改める。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

第25条 富山県置県百年記念県民公園条例(昭和58年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第5の3の表県民公園新港の森の項中「4,020円」を「4,500円」に、「2,010円」を「2,250円」に、「28,280円」を「31,670円」に、「7,240円」を「8,110円」に、「1,080円」を「1,210円」に、「14,820円」を「16,590円」に、「4,550円」を「5,090円」に、「670円」を「750円」に、「500円」を「560円」に、「340円」を「380円」に改め、同表県民公園太閤山ランドの項中「1,290円」を「1,440円」に、「910円」を「1,020円」に、「390円」を「440円」に、「120円」を「130円」に、「1,040円」を「1,160円」に、「720円」を「810円」に、「320円」を「360円」に、「100円」を「110円」に、「15,630円」を「17,500円」に、「1,010円」を「1,130円」に、

「

670円

」を「

750円

」に、「7,770円」を「8,700円」に、「5,180円」を「5,800円」に、「25,640円」を「28,710円」に、

「840円」を「940円」に、「560円」を「630円」に、「380円」を「430円」に、「160円」を「180円」に、「110円」を「120円」に、「6,660円」を「7,460円」に、「4,440円」を「4,970円」に、「2,960円」を「3,310円」に、「2,440円」を「2,730円」に、「500円」を「560円」に、「340円」を「380円」に、「67,380円」を「75,450円」に、「4,020円」を「4,500円」に、「2,010円」を「2,250円」に、「31,260円」を「35,000円」に、「8,330円」を「9,330円」に、「4,170円」を「4,670円」に、「125,050円」を「140,020円」に、「13,320円」を「14,920円」に、「1台につき」

670円

を「1台につき」

800円

に、「400円」を「500円」に改める。

(富山県美術館条例の一部改正)

第26条 富山県美術館条例(昭和55年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

別表第1中「300円」を「350円」に、「240円」を「280円」に改める。

(富山県水墨美術館条例の一部改正)

第27条 富山県水墨美術館条例(平成10年富山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「200円」を「250円」に、「160円」を「200円」に改める。

別表の3中「4,200円」を「4,400円」に改める。

(富山県立山博物館条例の一部改正)

第28条 富山県立山博物館条例(平成3年富山県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「300円」を「350円」に、「240円」を「280円」に、「100円」を「150円」に、「80円」を「120円」に、「400円」を「450円」に、「320円」を「360円」に改める。

別表の2の表中「1,740円」を「1,960円」に、「780円」を「880円」に、「960円」を「1,080円」に、「330円」を「370円」に、「2,100円」を「2,370円」に、「1,140円」を「1,290円」に、「390円」を「440円」に改める。

(富山県青少年自然の家条例の一部改正)

第29条 富山県青少年自然の家条例(昭和49年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,360円」を「2,800円」に、「700円」を「800円」に、「360円」を「400円」に、「280円」を「400円」に、「160円」を「200円」に、「90円」を「100円」に改める。

(富山県立山荘条例の一部改正)

第30条 富山県立山荘条例(昭和39年富山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「10,780円」を「12,300円」に、「6,860円」を「7,900円」に、「7,480円」を「8,600円」に、「4,230円」を「4,700円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「880円」を「1,000円」に、「700円」を「800円」に改める。

別表の2の表中「22,320円」を「24,700円」に、「9,430円」を「10,400円」に、「4,720円」を「5,300円」に改める。

(富山県総合体育センター条例の一部改正)

第31条 富山県総合体育センター条例(昭和59年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「6,900」を「7,690」に、「2,310」を「2,570」に、「45,990」を「51,260」に、「4,600」を「5,120」に、「1,530」を「1,700」に、「30,700」を「34,220」に、「580」を「640」に、「32,170」を「35,860」に、「10,730」を「11,960」に、「10,340」を「11,530」に、「3,450」を「3,840」に、「5,840」を「6,510」に、「6,860」を「7,650」に改める。

別表第2の2の表中「270」を「310」に、「130」を「140」に、「200」を「220」に、「100」を「110」に、「310」を「350」に、「540」を「600」に、「430」を「480」に、「220」を「250」に、「670」を「750」に、「330」を「360」に、「1,070」を「1,190」に、「860」を「960」に、「400」を「450」に、「320」を「360」に、「170」を「190」に、「450」を「500」に、「230」を「250」に、「360」を「400」に、「180」を「200」に、「490」を「540」に、「250」を「280」に、「1,340」を「1,490」に、「810」を「910」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第18条及び第21条の規定並びに附則第3項の規定 令和8年4月1日

(2) 第19条の規定 令和8年5月1日

(富山県防災危機管理センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条、第8条、第13条、第14条、第17条、第20条、第27条又は第28条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、第1条、第8条、第13条、第14条、第17条、第20条、第27条又は第28条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県総合デザインセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 附則第1項第1号に規定する規定の施行の際現に第18条の規定による改正前の富山県総合デザインセンター条例の規定により利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、同条の規定による改正後の富山県総合デザインセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第22条の規定による改正前の富山県港湾管理条例の規定により知事の許可を受けて引船を使用している者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県港湾管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(富山県美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に第26条の規定による改正前の富山県美術館条例の規定により許可を受けている者の当該許可に係る特別観覧料の額については、同条の規定による改正後の富山県美術館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 27 号

富山県職員定数条例一部改正の件

富山県職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表中「2,689 人」を「2,680 人」に、「536 人」を「531 人」に、
「7,975 人」を「7,961 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第 8 条の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 8 条の 3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 3 条第 5 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第 10 条の 2 の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額（その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準

額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条の6第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「62,940円を超えない範囲内で自動車等の種類及び使用距離の区分に応じて人事委員会規則で」に改め、同号アからウまでを削り、同条第7項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 35 県内に在勤する職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)には、当分の間、第10条の2の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 富山市に在勤する職員 100分の3
(2) 富山市以外の市町村に在勤する職員 100分の1

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

第2条 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例(昭和48年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第12号を次のように改める。

- (12) 輪番日夜間医療技術業務手当

第2条第2項第26号及び第27号を次のように改める。

- (26) 船員等作業手当
(27) 削除

第12条第1項中「いう」の次に「。第14条第1項において同じ」を加える。

第14条を次のように改める。

(輪番日夜間医療技術業務手当)

第14条 輪番日夜間医療技術業務手当は、中央病院に勤務する薬剤師、診療放射

線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士である職員が県内の病院が担当する病院群輪番制における中央病院の輪番日に正規の勤務時間による勤務として人事委員会が定める時間において調剤、撮影、検査、生命維持管理装置の操作その他の医療技術業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき7,300円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

3 勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると認められる人事委員会規則で定める場合における輪番日夜間医療技術業務手当の額については、当分の間、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に1,140円の範囲内で当該事情に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

第28条及び第29条を次のように改める。

(船員等作業手当)

第28条 船員等作業手当は、農林水産総合技術センターに勤務する職員が航海中の船舶において行う業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業1日につき1,090円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

第29条 削除

第37条第1項第1号中「第3号及び第5号」を「第2号及び第4号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「、第2号」を削り、「第5号」を「第4号」に、「同項第3号」を「同項第2号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に改め、同条第3項中「第1項第4号」を「第1項第3号」に改める。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、その在勤する地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を基礎として管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じ、第二種初任給調整手当を支給する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

第2条 この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（県職員及び県費負担教職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

- (1) 県職員及び県費負担教職員の修学部分休業に関する条例（平成17年富山県条例第6号）第3条
- (2) 県職員及び県費負担教職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年富山県条例第7号）第3条
- (3) 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）第2条第1項

議案第 29 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中 「

恩給証明手数料	1 通につき 470 円
---------	--------------

」 を

「

恩給証明手数料	1 通につき 500 円
---------	--------------

」 に、「1,000 円」を「1,100 円」に、

「

建設業者証明手数料	1 通につき 450 円
-----------	--------------

」 を

「

建設業者証明手数料	1 通につき 480 円
-----------	--------------

」 に、

「

(1) 資格に関する証明 1 通につき 450 円
(2) 履歴に関する証明 1 通につき 470 円

」 を 「

(1) 資格に関する証明 1 通につき 500 円
(2) 履歴に関する証明 1 通につき 500 円

」 に、

「

その他の証明（謄本を含む。）	1 通につき 450 円
----------------	--------------

」 を

「

その他の証明（謄本を含む。）	1 通につき 500 円
----------------	--------------

」 に改め、同表の30の項中「16,000円」

を「17,000円」に改め、同表の31の項中「130,000 円」を「144,000 円」に改め、

同表の31の2の項中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表の31の3の項中「24,000円」を「26,200円」に改め、同表の32の項中「120,000円」を「133,000円」に、「110,000円」を「119,000円」に改め、同表の32の2の項中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表の32の3の項中「24,000円」を「26,200円」に改め、同表の32の4の項中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表の32の5の項中「35,000円」を「38,100円」に改め、同表の32の6の項及び32の7の項中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表の32の8の項中「24,000円」を「26,200円」に改め、同表の33の項中「35,000円」を「37,000円」に改め、同表の33の2の項中「7,400円」を「8,100円」に改め、同表の33の3の項中「50,000円」を「53,800円」に改め、同表の34の項中「5,100円」を「5,400円」に、「22,000円」を「23,000円」に改め、同表の35の項中「22,000円」を「23,000円」に改め、同表の36の項中「7,400円」を「7,800円」に改め、同表の37の項中「22,000円」を「23,000円」に改め、同表の49の項中「16,000円」を「17,000円」に改め、同表の50の項中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表の51の項中「7,000円」を「7,500円」に改め、同表の52の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の53の項中「3,400円」を「3,600円」に改め、同表の101の項中「35,000円」を「37,800円」に、「48,000円」を「51,600円」に改め、同表の118の2の項中「5,000円」を「5,400円」に改め、同表の118の3の項中「4,000円」を「4,300円」に改め、同表の118の4の項中「4,000円」を「4,200円」に改め、同表の118の5の項中「3,500円」を「3,600円」に改め、同表の118の6の項中「5,000円」を「5,100円」に改め、同表の118の7の項中「4,000円」を「4,200円」に改め、同表の118の8の項中「78,000円」を「81,500円」に改め、同表の118の9の項中「70,000円」を「73,300円」に改め、同表の118の10の項中「84,000円」を「87,900円」に改め、同表の118の11の項中「77,000円」を「80,600円」に改め、同表の118の12の項中「67,000円」を「69,600円」に改め、同表の121の項中「30,000円」を「32,000円」に改め、同表の122の項中「450円」を「480円」に改め、同表の123の項中「7,530円」を「8,000円」に、「4,720円」を「5,000円」に、「2,230円」を「2,400円」に、「890円」を「940円」に、「135,600円」を「146,600円」に、「47,710円」を「52,500円」に改め、同表の124の項中「28,000円」を「30,200円」に、「16,800円」を「18,200円」に、「14,000円」を「15,100円」に改め、同表の125の項中「5,600円」を「5,900円」

に改め、同表の 126 の項中「3,200 円」を「3,300 円」に改め、同表の 127 の項中「3,600 円」を「3,800 円」に改め、同表の 128 の項中「22,000円」を「22,700円」に改め、同表の 129 の項及び 130 の項中「3,200 円」を「3,300 円」に改め、同表の 133 の項中「5,600 円」を「6,400 円」に改め、同表の 133 の 2 の項中「42,000 円」を「47,500円」に、「80,000円」を「90,600円」に改め、同表の 133 の 3 の項中「5,600 円」を「6,400 円」に改め、同表の 133 の 4 の項中「3,400 円」を「3,800 円」に改め、同表の 133 の 5 の項中「4,100 円」を「4,600 円」に改め、同表の 136 の項中「3,400 円」を「3,800 円」に改め、同表の 137 の項中「4,100 円」を「4,600 円」に改め、同表の 138 の項中「4,300 円」を「4,900 円」に改め、同表の 139 の項中「3,400 円」を「3,800 円」に改め、同表の 140 の項中「4,100 円」を「4,600 円」に改め、同表の 144 の項中「2,570 円」を「2,800 円」に改め、同表の 145 の項中「440 円」を「500 円」に、「4,400 円」を「4,800 円」に改め、同表の 146 の項中「27,200円」を「28,800円」に改め、同表の 148 の項中「5,200 円」を「5,700 円」に改め、同表の 149 の項中「14,700円」を「15,500円」に改め、同表の 150 の項中「10,200円」を「10,900円」に改め、同表の 152 の項中「6,400 円」を「6,700 円」に改め、同表の 153 の項中「10,500円」を「11,200円」に改め、同表の 155 の項中「2,400 円」を「2,500 円」に改め、同表の 156 の項中「4,000 円」を「4,200 円」に改め、同表の 157 の項中「3,900 円」を「4,100 円」に改め、同表の 160 の項中「2,700 円」を「2,900 円」に改め、同表の 161 の項中「11,500 円」を「12,300円」に、「3,900 円」を「4,100 円」に改め、同表の 162 の項中「14,600円」を「15,600円」に、「3,900 円」を「4,100 円」に改め、同表の 163 の項中「2,700 円」を「2,900 円」に改め、同表の 164 の項中「14,600円」を「15,600円」に、「3,900 円」を「4,100 円」に改め、同表の 165 の項中「3,900 円」を「4,100 円」に改め、同表の 173 の項中「5,600 円」を「5,900 円」に改め、同表の 174 の項中「6,400 円」を「6,900 円」に改め、同表の 175 の項中「3,200 円」を「3,400 円」に改め、同表の 176 の項中「3,600 円」を「3,800 円」に改め、同表の 177 の項中「29,000円」を「30,500円」に改め、同表の 178 の項中「11,000 円」を「11,500円」に改め、同表の 178 の 2 の項中「2,000 円」を「2,200 円」に改め、同表の 178 の 3 の項中「2,900 円」を「3,100 円」に改め、同表の 178 の 4 の項から 178 の 7 の項までの規定中「11,000円」を「11,900円」に改め、同表の 178 の 8 の項中「2,000 円」を「2,200 円」に改め、同表の 178 の 9 の項中

「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の178の10の項中「同令第3条に規定する薬局製造販売医薬品」を「同法第2条第17項第3号に規定する医薬品」に、「7,600円」を「8,300円」に改め、同表の178の11の項中「154,100円」を「167,700円」に、「135,400円」を「147,400円」に、「60,400円」を「65,800円」に改め、同表の178の12の項中「4,600円」を「5,000円」に改め、同表の178の13の項中「142,300円」を「154,900円」に、「118,800円」を「129,400円」に、「48,500円」を「52,900円」に改め、同表の179の項中「11,600円」を「12,600円」に改め、同表の180の項中「77,300円」を「84,200円」に、「73,100円」を「79,600円」に、「30,800円」を「33,700円」に、「36,600円」を「40,000円」に改め、同表の181の項中「5,900円」を「6,400円」に改め、同表の182の項中「53,000円」を「57,800円」に、「50,100円」を「54,700円」に、「21,100円」を「23,200円」に、「23,300円」を「25,600円」に改め、同表の183の項中「69,500円」を「75,700円」に、「65,700円」を「71,600円」に、「18,900円」を「20,800円」に、「32,700円」を「35,800円」に改め、同表の184の項中「28,900円」を「31,300円」に改め、同表の185の項中「20,200円」を「22,000円」に改め、同表の187の項中「90円」を「100円」に改め、同表の188の項中「206,100円」を「223,900円」に、「73,100円」を「79,500円」に、「35,800円」を「39,000円」に改め、同表の188の2の項中「第14条第7項（同条第15項）を「第14条第6項（同条第13項）」に、「第9項」を「第8項」に、「71,000円」を「77,500円」に、「38,900円」を「42,500円」に、「18,100円」を「19,900円」に、「141,100円」を「152,300円」に、「2,170円」を「2,400円」に、「89,400円」を「96,500円」に、「1,070円」を「1,200円」に、「42,800円」を「46,300円」に、「360円」を「390円」に、「50,200円」を「54,800円」に、「29,500円」を「32,300円」に、「13,700円」を「15,100円」に、「107,200円」を「116,800円」に、「74,900円」を「81,600円」に、「40,300円」を「44,000円」に改め、同表の189の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に、「90円」を「100円」に改め、同表の190の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に、「98,800円」を「107,400円」に、「31,700円」を「34,500円」に、「21,400円」を「23,300円」に改め、同表の190の2の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7

項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に、
「141,100円」を「152,300円」に、「10,000円」を「10,800円」に、「2,170円」
を「2,400円」に、「89,400円」を「96,500円」に、「1,070円」を「1,200円」
に、「42,800円」を「46,300円」に、「360円」を「390円」に、「107,200円」
を「116,800円」に、「74,900円」を「81,600円」に、「40,300円」を「44,000円」
に改め、同表の190の3の項中「71,000円」を「77,500円」に、「38,900円」を
「42,500円」に、「18,100円」を「19,900円」に、「50,200円」を「54,800円」に、
「29,500円」を「32,300円」に、「13,700円」を「15,100円」に改め、同表の190
の4の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の190の5の項中「3,000円」
を「3,400円」に改め、同表の191の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同
表の192の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の192の2の項中
「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の192の3の項中「3,000円」を
「3,400円」に改め、同表の192の4の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、
同表の192の5の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の192の6の項中
「154,100円」を「167,700円」に、「135,400円」を「147,400円」に、
「97,900円」を「106,600円」に改め、同表の192の7の項中「142,300円」を
「154,900円」に、「118,800円」を「129,400円」に、「71,900円」を「78,300
円」に改め、同表の192の8の項中「38,200円」を「41,700円」に改め、同表の
192の9の項中「27,000円」を「29,600円」に改め、同表の192の10の項中
「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の192の11の項中「3,000円」を
「3,400円」に改め、同表の192の12の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、
同表の192の13の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の192の14の項中
「154,100円」を「167,700円」に改め、同表の192の15の項中「142,300円」を
「154,900円」に改め、同表の192の16の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、
同表の192の17の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の193の項中
「29,000円」を「30,500円」に改め、同表の194の項中「11,000円」を「11,500円」
に改め、同表の196の項中「7,100円」を「7,500円」に、「5,300円」を
「5,600円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「2,900円」を「3,100円」に
改め、同表の196の2の項中「15,000円」を「16,500円」に改め、同表の196の3
の項中「10,000円」を「10,800円」に改め、同表の196の4の項中「29,000円」を
「30,500円」に改め、同表の196の5の項中「11,000円」を「11,500円」に改め、

同表の 196 の 6 の項中「73,100円」を「79,600円」に改め、同表の 196 の 7 の項中「50,100円」を「54,700円」に改め、同表の 196 の 8 の項中「18,300円」を「20,100円」に改め、同表の 196 の 9 の項中「29,000円」を「30,500円」に改め、同表の 196 の 10 の項中「11,000円」を「11,500円」に改め、同表の 196 の 11 の項中「71,000円」を「77,500円」に、「38,900円」を「42,500円」に、「18,100円」を「19,900円」に、「141,100円」を「152,300円」に、「2,170円」を「2,400円」に、「89,400円」を「96,500円」に、「1,070円」を「1,200円」に、「42,800円」を「46,300円」に、「360円」を「390円」に、「50,200円」を「54,800円」に、「29,500円」を「32,300円」に、「13,700円」を「15,100円」に、「107,200円」を「116,800円」に、「74,900円」を「81,600円」に、「40,300円」を「44,000円」に改め、同表の 197 の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表の 198 の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の 198 の 2 の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表の 198 の 3 の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の 198 の 4 の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表の 198 の 5 の項中「2,900円」を「3,100円」に改め、同表の 199 の項中「5,600円」を「5,900円」に改め、同表の 200 の項中「9,400円」を「10,000円」に改め、同表の 201 の項中「2,800円」を「3,000円」に改め、同表の 202 の項中「3,500円」を「3,700円」に改め、同表の 210 の項中「9,500円」を「11,000円」に改め、同表の 212 の 6 の項中「63,000円」を「66,300円」に改め、同表の 212 の 7 の項中「33,000円」を「34,900円」に改め、同表の 212 の 8 の項中「63,000円」を「66,300円」に改め、同表の 212 の 9 の項中「33,000円」を「34,900円」に改め、同表の 218 の項中「4,000円」を「4,400円」に改め、同表の 218 の 2 の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表の 218 の 3 の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同表の 218 の 4 の項中「1,000円」を「1,200円」に改め、同表の 218 の 5 の項中「14,000円」を「15,800円」に改め、同表の 218 の 6 の項中「6,000円」を「6,700円」に、「3,600円」を「4,100円」に改め、同表の 218 の 7 の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の 218 の 8 の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同表の 218 の 9 の項中「2,000円」を「2,300円」に改め、同表の 219 の項中「15,000円」を「16,400円」に改め、同表の 220 の項中「9,000円」を「9,900円」に改め、同表の 220 の 2 の項中「2,900円」を「3,200円」に改め、同表の 220 の 3 の項中「1,000円」を「1,200円」に改め、同表の 220 の 4

の項中「24,800円」を「27,200円」に、「14,900円」を「16,400円」に改め、同表の220の5の項中「12,200円」を「13,400円」に改め、同表の220の6の項中「2,900円」を「3,200円」に改め、同表の220の7の項中「2,100円」を「2,300円」に、「420円」を「500円」に改め、同表の221の項中「つき9,690円」を「つき10,120円」に、「320円」を「330円」に、「7,210円」を「7,800円」に、「9,690円の」を「10,300円の」に、「13,250円」を「14,430円」に、「7,230円」を「7,840円」に、「1,430円」を「1,540円」に、「2,890円」を「3,110円」に、「22,410円」を「23,390円」に、「3,600円」を「3,830円」に、「8,600円」を「9,170円」に、「15,700円」を「16,740円」に、「34,000円」を「36,260円」に、「470円」を「490円」に、「660円」を「690円」に改め、同表の224の項中「18,000円」を「18,900円」に改め、同表の225の項中「6,700円」を「7,100円」に改め、同表の227の項中「52,000円」を「54,100円」に改め、同表の228の項中「33,000円」を「34,200円」に改め、同表の239の項中「75,600円」を「79,500円」に改め、同表の240の項中「700円」を「740円」に改め、同表の241の項中「102,400円」を「107,600円」に改め、同表の242の項中「426,300円」を「450,670円」に改め、同表の243の項中「76,100円」を「80,000円」に改め、同表の244の項中「53,800円」を「56,880円」に改め、同表の246の項中「2,550円」を「2,700円」に改め、同表の247の項中「7,400円」を「7,830円」に改め、同表の248の項及び249の項中「1,750円」を「1,860円」に改め、同表の250の項中「760円」を「810円」に、「370円」を「400円」に改め、同表の251の項中「112,640円」を「118,400円」に改め、同表の276の項中「51,000円」を「55,700円」に改め、同表の287の項中「6,400円」を「6,800円」に改め、同表の288の項中「14,000円」を「14,700円」に改め、同表の289の項中「3,500円」を「3,700円」に改め、同表の290の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表の291の項中「36,000円」を「37,700円」に、「5,900円」を「6,200円」に、「5,100円」を「5,400円」に、「3,600円」を「3,800円」に、「5,700円」を「6,000円」に改め、同表の309の項中「32,900円」を「37,700円」に改め、同表の368の項中「13,500円」を「14,200円」に改め、同表の369の項中「8,900円」を「9,400円」に改め、同表の373の項及び373の2の項を次のように改める。

<p>373 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成等又は同法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請手数料</p>	<p>許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 617,000円の範囲内において、切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積に応じ規則で定める額</p> <p>(2) 600,000円に当該申請に係る宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する安定計算を行った断面の数（次項において「断面数」という。）を乗じて得た額</p>
<p>373の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成等又は同法第35条第1項本文の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可申請手数料</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額（その額が617,000円を超えるときは、617,000円）</p> <p>ア 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積の増加部分に係る工事の設計の変更新たに切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積に応じ前の項の規定に基づき規則で定める額</p> <p>イ アに規定する増加部分以外の部分に係</p>

		<p>る工事の設計の変更 変更前の切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積（切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積）に応じ前の項の規定に基づき規則で定める額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ ア及びイに規定する工事の設計の変更以外の変更 10,000円</p> <p>(2) 600,000円に当該申請に係る断面数を乗じて得た額</p>
--	--	---

別表第1の385の項中「33,000円」を「34,800円」に改め、同表の386の項中「26,000円」を「27,400円」に改め、同表の387の項中「680円」を「720円」に、「430円」を「460円」に改め、同表の389の2の項中「33,000円」を「34,800円」に改め、同表の389の3の項中「26,000円」を「27,400円」に改め、同表の389の4の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「基づく容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替え又は更新に係る容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の210の項、373の項、373の2の項及び389の4の項の改正規定
令和8年4月1日

(2) 別表第1の178の10の項の改正規定（「同令第3条に規定する薬局製造販売
医薬品」を「同法第2条第17項第3号に規定する医薬品」に改める部分に限
る。）、同表の188の2の項の改正規定（「第14条第7項（同条第15項）を
「第14条第6項（同条第13項）」に、「第9項」を「第8項」に改める部分に限
る。）、同表の189の項の改正規定（「第14条第15項」を「第14条第13項」に
改める部分に限る。）、同表の190の項の改正規定（「第14条第15項」を「第
14条第13項」に改める部分に限る。）及び同表の190の2の項の改正規定
（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14
条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条
第7項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改
める部分に限る。） 令和8年5月1日

（経過措置）

2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額につい
ては、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

議案第 30 号

富山県税条例一部改正の件

富山県税条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第20条中「富山県総合県税事務所又は県庁の掲示場に掲示して」を「同条第2項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を富山県総合県税事務所若しくは県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を富山県総合県税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第32条第1項第2号中「400円」を「420円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第32条第1項第2号の改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年7月1日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の富山県税条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

第3条 附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の際現になされている申請に係る

手数料の額については、この条例による改正後の富山県税条例第32条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 31 号

富山県自転車活用推進条例一部改正の件

富山県自転車活用推進条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県自転車活用推進条例の一部を改正する条例

富山県自転車活用推進条例（平成31年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第17条」に、「第17条・第18条」を「第18条・第19条」に改める。

第13条第 2 項中「いう」の次に「。第16条第 3 項において同じ」を加える。

第14条を次のように改める。

（自転車損害賠償保険等への加入）

第14条 自転車を利用する者（未成年者を除く。）は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する保険又は共済（以下この条から第16条までにおいて「自転車損害賠償保険等」という。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。以下この項及び第16条第 3 項において同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る

自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車の貸付けを業とする者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第3章中第16条を第17条とする。

第15条第2項中「自転車を利用する者及び自転車の貸付を業とする者その他自転車を事業の用に供する者の」を削り、同条に次の1項を加える。

3 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第15条を第16条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第15条 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(次項において「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、その従業員のうち、通常の通勤の方法として自転車を利用する者(次項において「自転車通勤者」という。)がいるときは、当該者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 事業者は、前項の規定による確認により、自転車通勤者が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車通勤者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

5 自転車の貸付けを業とする者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 32 号

富山県食品衛生条例一部改正の件

富山県食品衛生条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県食品衛生条例の一部を改正する条例

富山県食品衛生条例（平成11年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項中「別表第 2 第 30 項」を「別表第 2 第 31 項」に改め、同表第 3 項第 3 号中「別表第 2 第 2 項第 2 号」を「別表第 2 第 3 項第 2 号」に改め、同表第 5 項第 2 号中「含む」の次に「。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第 34 条の 2 第 2 号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く」を加え、同項第 3 号中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第 2 第 1 項において同じ。）」を加え、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 政令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第 3 項第 8 号、第 9 号、第 12 号、第 13 号、第 16 号及び第 17 号並びに前項第 7 号の基準を適用しない。

別表第 2 中第 30 項を第 31 項とし、第 2 項から第 29 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 政令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業であって従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するものの基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設（全自動調理機を含む。次号及び第 6 号において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

- (3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する機能を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年富山県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 9 条第 2 項各号」の次に「（ユニット型特別養護老人ホームにあっては省令第 42 条において読み替えて準用する省令第 9 条第 2 項各号、地域密着型特別養護老人ホームにあっては省令第 59 条において読み替えて準用する省令第 9 条第 2 項各号、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにあっては省令第 63 条において読み替えて準用する省令第 9 条第 2 項各号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 7 年富山県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 37 条第 2 項各号」の次に「（ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、省令第 49 条において読み替えて準用する省令第 37 条第 2 項各号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

富山県国民健康保険条例一部改正の件

富山県国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県国民健康保険条例の一部を改正する条例

富山県国民健康保険条例（平成29年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第28条」に、「第25条」を「第29条」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 3 条第 5 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

第11条中「各市町村に係る一般納付金基礎額に当該市町村に係る年齢調整後医療費指数が反映されるよう、」を「零以上 1 以下の範囲内において」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

第12条中「第 9 条第 4 項第 1 号」を「第 9 条第 4 項第 3 号」に改める。

第25条を第29条とし、第 4 章中第24条の次に次の 4 条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第25条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、算定政令第11条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる額を同項第 2 号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第26条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第27条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の 2 第 5 項第 2 号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数）

第28条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、
1 未満の数であって、知事が定める数とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第25条を第29条とし、第4章中第24条の次に4条を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 36 号

富山県医学生等修学資金貸与条例一部改正の件

富山県医学生等修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県医学生等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

富山県医学生等修学資金貸与条例（昭和42年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

修学資金の貸与額（次項及び第 9 条第 1 項第 1 号において「貸与額」という。）は、次の各号の区分に従いそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者 1 月当たり 40,000 円（国立大学（学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校である大学をいう。）若しくは公立大学（同項に規定する公立学校である大学をいう。）又はこれらの大学に置かれる大学院において獣医学を専攻する学生にあつては 100,000 円、私立大学（同項に規定する私立学校である大学をいう。以下この号において同じ。）又は私立大学に置かれる大学院において獣医学を専攻する学生にあつては 180,000 円）以内

(2) 前条第 3 号に掲げる者 1 月当たり 50,000 円以内

(3) 前条第 4 号に掲げる者 1 月当たり 100,000 円以内

第 9 条第 1 項第 1 号中「職員を除く」及び「期間を除く」の次に「。以下この号において同じ」を、「相当する期間」の次に「（獣医師である厚生センター等の職員で貸与額が 1 月当たり 100,000 円を超える貸与を受けた期間がある場合にあつては、当該期間の 3 分の 5 に相当する期間と貸与額が 1 月当たり 100,000 円以下の貸与を受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間とを合算した期間）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

富山県技術専門学院条例一部改正の件

富山県技術専門学院条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県技術専門学院条例の一部を改正する条例

富山県技術専門学院条例（昭和63年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「やむを得ない事情」を「特別の理由」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富山県技術専門学院条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 38 号

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例一部改正の件

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例（令和 4 年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は生徒」を削る。

第 2 条中「県内の」を「次の各号のいずれかに該当する者であって、」に、「限る」を「限り、同法第 125 条の 2 第 1 項に規定する専攻科を含む」に改め、「に在学する学生又は生徒であって、大学等」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 県内の大学等に在学する学生
- (2) 県内の高等学校等（学校教育法第 1 条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）若しくは高等専門学校（同法第 119 条第 1 項に規定する専攻科を含む。）又は同法第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する高等課程及び専門課程に限り、同法第 125 条の 2 第 1 項に規定する専攻科を含む。）をいう。）を卒業し、又は高等専門学校の第 3 学年の課程を修了し、県外の大学等に在学する学生

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加え、「、栄養教諭」を削る。

「教 員	5,520人		
第 2 条中 栄 養 教 諭	56人	を	「教 員 5,601人
学校栄養職員	20人」		学校栄養職員 16人」

「261人」を「254人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

富山県立高等学校等設置条例一部改正の件

富山県立高等学校等設置条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

富山県立高等学校等設置条例（昭和39年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条中「前 2 条」を「前 3 条」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（中学校の設置）

第 3 条 富山県立中学校を次のとおり設置する。

学校の名称	位置
富山県立高志のあかり中学校	富山市

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 41 号

富山県営体育施設条例一部改正の件

富山県営体育施設条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県営体育施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県営体育施設条例（昭和39年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表県営富山武道館の項及び県営高岡武道館の項を削り、同表に次のように加える。

富山県武道館	富山市
--------	-----

別表第 1 を次のように改める。

体育施設	休業日
富山県高岡総合プール 県 営 富 山 弓 道 場 富 山 県 福 光 射 撃 場 富 山 県 漕 艇 場	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）
富山県上市カヌー競技場 富山県西部体育センター	(2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日（富山県上市カヌー競技場にあつては、12月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの日）

別表第 2 中

県 営 富 山 武 道 館 県 営 高 岡 武 道 館 県 営 富 山 弓 道 場	午前 9 時から午後 9 時まで（日曜日及び休日にあつては、午前 9 時から午後 5 時まで）
---	---

を

県 営 富 山 弓 道 場	午前 9 時から午後 9 時まで（日曜日及び休日にあつては、午前 9 時から午後 5 時まで）
---------------	---

に改める。

別表第3の1の表中「10,810」を「11,950」に、「3,600」を「3,980」に、「16,240」を「17,950」に、「5,420」を「6,000」に、「1,210」を「1,340」に、「5,650」を「6,240」に改め、「県営富山武道館、県営高岡武道館及び及び「柔道場、剣道場又は」を削り、「3,450」を「3,760」に、「1,150」を「1,250」に、「6,890」を「7,500」に、「2,290」を「2,490」に、「20,110」を「21,780」に、「13,410」を「14,520」に、「3,210」を「3,440」に、「2,080」を「2,210」に、「6,900」を「7,590」に、「2,310」を「2,540」に、「51,120」を「56,220」に、「7,670」を「8,430」に、「3,070」を「3,380」に、「1,030」を「1,130」に、「25,250」を「27,770」に、「3,780」を「4,160」に、「510」を「560」に、「6,020」を「6,620」に改め、同表に次のように加える。

富山県武道館	主道場	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	12,300
				無料	1時間	4,100
			練習		1時間	4,100
		アマチュアスポーツ以外のスポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	66,800
				無料	1時間	16,700
			練習		1時間	16,700
	スポーツ以外に利用する場合		1時間	66,800		
	武道場 (畳) (板)	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	5,400
				無料	1時間	1,800
			練習		1時間	1,800
アマチュアスポーツ以外のスポーツに利用する場合		大会	有料	1時間	30,000	
			無料	1時間	7,500	
		練習		1時間	7,500	
スポーツ以外に利用する場合		1時間	30,000			
会議室				1日	5,300	
研修室				1日	17,500	

別表第3の2の表富山県高岡総合プールの項中「340」を「370」に、「170」を「190」に、「270」を「300」に、「130」を「140」に、「400」を

「450」に、「200」を「220」に、「320」を「350」に改め、同表県営富山武道館、県営高岡武道館及び県営富山弓道場の項中「210」を「220」に、「110」を「120」に、「80」を「90」に、「160」を「180」に改め、同表富山県福光射撃場の項中「670」を「720」に、「330」を「360」に、「540」を「930」に、「270」を「630」に改め、同表富山県漕艇場の項中「1,120」を「1,200」に、「560」を「600」に、「1,340」を「1,440」に、「670」を「720」に、「890」を「950」に、「450」を「490」に、「3,350」を「3,590」に、「2,460」を「2,630」に、「1,230」を「1,310」に、「1,790」を「1,910」に、「1,560」を「1,670」に、「780」を「840」に、「610」を「650」に改め、同表富山県上市カヌー競技場の項中「460」を「490」に、「230」を「250」に、「630」を「670」に、「310」を「330」に、「1,110」を「1,180」に、「560」を「600」に、「3,350」を「3,560」に、「1,560」を「1,660」に、「780」を「830」に、「1,790」を「1,900」に、「900」を「960」に、「2,450」を「2,600」に、「1,230」を「1,310」に、「610」を「650」に改め、同表富山県西部体育センターの項中「270」を「300」に、「130」を「140」に、「400」を「440」に、「200」を「220」に、「320」を「350」に、「170」を「190」に、「670」を「740」に、「330」を「360」に、「540」を「600」に、「860」を「940」に、「430」を「480」に、「690」を「760」に、「350」を「390」に、「340」を「370」に、「490」を「530」に、「250」を「280」に改め、同表に次のように加える。

富山県武道館	主道場	一般	2時間	310
		児童及び生徒	2時間	180
	武道場（畳）（板）	一般	2時間	310
		児童及び生徒	2時間	180

別表第3の2の表の備考の2中「県営富山武道館、県営高岡武道館及び」を削る。

第2条 富山県営体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1中 「富山県西部体育センター」 を 「富山県西部体育センター
富山県武道館」 に改め

る。

別表第2中 「県 営 富 山 弓 道 場」 を 「県 営 富 山 弓 道 場
富 山 県 武 道 館」 に改め

る。

別表第3の2の表中

県営富山武道館、 県営高岡武道館及び 県営富山弓道場	柔道場、 剣道場又は弓道場	個人	一般	1人につき 2時間	220
			生徒及び学生		120
			児童		90
		団体	一般	1人につき 2時間	180
			生徒及び学生		90
			児童		30

を

県営富山弓道場	弓道場	個人	一般	1人につき 2時間	220
			生徒及び学生		120
			児童		90
		団体	一般	1人につき 2時間	180
			生徒及び学生		90
			児童		30

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条中別表第3の2の表富山県福光射撃場の項の改正規定（「540」を「930」に、「270」を「630」に改める部分に限る。） 令和8年4月1日

(3) 第1条中第3条の表県営富山武道館の項及び県営高岡武道館の項を削る改正規定、別表第1及び別表第2の改正規定、別表第3の1の表の改正規定（「県営富山武道館、県営高岡武道館及び」及び「柔道場、剣道場又は」を削る部分に限る。）並びに別表第3の2の表の備考の2の改正規定並びに第2条中別表第3の2の表の改正規定 規則で定める日

(4) 第1条中第3条の表に次のように加える改正規定、別表第3の1の表に次のように加える改正規定及び別表第3の2の表に次のように加える改正規定並びに第2条中別表第1及び別表第2の改正規定 前号に掲げる規定の施行の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 富山県営体育施設条例第8条第1項、第11条第2項及び第12条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為であって、前項第4号に掲げる規定による改正後の富山県営体育施設条例第3条に規定する富山県武道館に係るものについては、前項第4号に掲げる規定の施行の日前においても、富山県営体育施設条例第8条第1項、第11条第2項及び第12条の規定の例により、行うことができる。

議案第 42 号

元気とやま未来創造基金条例廃止の件

元気とやま未来創造基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

元気とやま未来創造基金条例を廃止する条例

元気とやま未来創造基金条例（平成25年富山県条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 43 号

公立大学法人富山県立大学第 2 期中期目標の一部変更の件

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第25条第 1 項の規定により、公立大学法人富山県立大学中期目標の一部を次のように変更する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

前文の中期目標の期間及び教育研究上の基本組織中

研究科	専 攻	課 程
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程（前期）
	知能ロボット工学専攻	博士課程（前期）
	電子・情報工学専攻	博士課程（前期）
	環境・社会基盤工学専攻	博士課程（前期）
	生物・医薬品工学専攻	博士課程（前期）
	総合工学専攻	博士課程（後期）
看護学研究科	看護学専攻	博士課程（前期）
		博士課程（後期）

を

研究科	専 攻	課 程
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程（前期）
	電気電子工学専攻	博士課程（前期）
	環境・社会基盤工学専攻	博士課程（前期）
	生物・医薬品工学専攻	博士課程（前期）
	総合工学専攻	博士課程（後期）
情報工学研究科	データサイエンス専攻	博士課程（前期）
	情報システム工学専攻	博士課程（前期）
	知能ロボット工学専攻	博士課程（前期）

に改める。

	情報工学専攻	博士課程（後期）
看護学研究科	看護学専攻	博士課程（前期）
		博士課程（後期）

第1の前文中「大学院課程においては、学部教育で育んだ専門性をより深化させ、総合的な研究を推進する。工学研究科では、グローバル化や知識基盤社会の進展にも対応できる高度な専門知識と課題解決能力を持った人材を育成し、看護学研究科では、高度な看護実践力を備え、看護の課題を科学的に探究し、地域や社会の発展に寄与できる人材を育成する。」を「大学院課程においては、学部教育で育んだ専門性をより深化させ、総合的な研究を推進する。工学研究科では、グローバル化や知識基盤社会の進展にも対応できる高度な専門知識と課題解決能力を持った人材を育成し、情報工学研究科では、急速に変化し多様化する地域や国際社会の問題に柔軟に対応できる幅広い工学知識と視野を備え、社会の発展に貢献できる人材を育成し、看護学研究科では、高度な看護実践力を備え、看護の課題を科学的に探究し、地域や社会の発展に寄与できる人材を育成する。」に改める。

第1の3の(5)中「数理・データサイエンス・AIの基礎的な素養を身に付けるとともに、数理・データサイエンス・AIを各専門分野で応用できる人材の育成体制を強化するため、情報工学部を設置し、より専門的かつ高度な課題等に対応する研究に取り組むための、大学院研究科の設置に向けた検討を進める。」を「数理・データサイエンス・AIの基礎的な素養を身に付けるとともに、数理・データサイエンス・AIを各専門分野で応用できる人材の育成体制を強化するため、情報工学部を設置する。さらに、大学院情報工学研究科を設置し、より専門的かつ高度な課題等に対応する人材の育成に取り組む。」に改める。

第1の4の(3)中「工学部・情報工学部・工学研究科」を「工学部・情報工学部・工学研究科・情報工学研究科」に改める。

第2の1の(1)中「工学部・情報工学部・工学研究科」を「工学部・情報工学部・工学研究科・情報工学研究科」に改める。

附 則

この中期目標の変更期日は、令和8年4月1日とする。

議案第 44 号

国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担の追加に関する件

平成6年6月定例県議会で議決を経た国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担に関する件の1 対象事業及び負担率 (2) 県営土地改良事業の表に次のように追加し、令和8年度以降の事業に係る負担金から適用する。

令和8年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

県営ほ場整備事業 (農地整備特別対策事業(構造転換型)に係る部分に限る。)	事業費(事務費を除く。)の1000分の106
(中山間地域において農地整備特別対策事業(構造転換型)に係る部分に限る。)	事業費(事務費を除く。)の1000分の102
(農地整備特別対策事業(機構連携型)に係る部分に限る。)	事業費(事務費を除く。)の100分の10
県営土地改良総合整備事業 (農地整備特別対策事業(構造転換型)に係る部分に限る。)	事業費(事務費を除く。)の1000分の106
(中山間地域において農地整備特別対策事業(構造転換型)に係る部分に限る。)	事業費(事務費を除く。)の1000分の102
(農地整備特別対策事業(機構連携型)に係る部分に限る。)	事業費(事務費を除く。)の100分の10

報告第 1 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 7 号）

損害賠償に係る和解に関する件

専決処分第 11 号

令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度富山県の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 736,817 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 659,521,791 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決する。

令和 8 年 1 月 23 日

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		85,401,317	736,817	86,138,134
	3 委託金	2,036,403	736,817	2,773,220
補正されなかった款項に係る額		573,383,657		573,383,657
歳 入 合 計		658,784,974	736,817	659,521,791
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		30,367,507	736,817	31,104,324
	6 選挙費	585,585	736,817	1,322,402
補正されなかった款項に係る額		628,417,467		628,417,467
歳 出 合 計		658,784,974	736,817	659,521,791

専決処分第 13 号

令和 7 年度富山県一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度富山県の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 800,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 660,321,791 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決する。

令和 8 年 2 月 5 日

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		149,247,286	267,000	149,514,286
	1 地 方 交 付 税	149,247,286	267,000	149,514,286
9 国 庫 支 出 金		86,138,134	533,000	86,671,134
	2 国 庫 補 助 金	61,080,937	533,000	61,613,937
補正されなかった款項に係る額		424,136,371		424,136,371
歳 入 合 計		659,521,791	800,000	660,321,791
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		86,288,523	800,000	87,088,523
	2 道 路 橋 り ょ う 費	38,627,538	800,000	39,427,538
補正されなかった款項に係る額		573,233,268		573,233,268
歳 出 合 計		659,521,791	800,000	660,321,791

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
3	令和 7 年 9 月 11 日に富山市婦中町宮ヶ島地内で発生した富山県警察本部富山西留置施設の天井及び椅子の損傷	富山市在住 1 名	県が受け取る額 222,640円	令和 8 年 1 月 8 日
10	令和 7 年 11 月 17 日に小矢部市今石動町地内で発生した県有自動車の扉の接触による車両の損傷	高岡市在住 2 名	県が支払う額 194,500円	令和 8 年 1 月 20 日
14	令和 7 年 9 月 9 日に砺波市坪野地内で発生した交通事故による借上車両の滅失に伴う物品等賃貸借契約上の債務不履行	石川県金沢市 日本カーソリューションズ株式会社	県が支払う額 149,600円	令和 8 年 2 月 10 日
15	令和 7 年 10 月 29 日に富山市南大場地内で発生した交通事故による借上車両の滅失に伴う物品等賃貸借契約上の債務不履行	富山市 トヨタモビリティ 富山株式会社	県が支払う額 16,077円	令和 8 年 2 月 10 日

報告第 2 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第180条第1項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
84	令和7年6月18日に中新川郡上市町積泉寺地内で発生した県有自動車の交通事故	中新川郡上市町在住1名	県が受け取る額 183,964円	令和7年 12月25日
1	令和7年2月22日に魚津市六郎丸地内で発生した警察車両の交通事故	黒部市在住1名	県が受け取る額 296,414円	令和8年 1月8日
2	令和7年7月30日に富山市桜橋通り地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が受け取る額 319,999円	令和8年 1月8日
4	令和7年10月30日に砺波市大辻地内で発生した借上車両の交通事故	南砺市在住2名	県が受け取る額 191,565円	令和8年 1月8日
5	令和7年11月11日に南砺市能美地内で発生した県有自動車の交通事故	長野県安曇野市 有限会社北斗削錐 長野県松本市在住1名	県が受け取る額 12,100円	令和8年 1月8日
6	令和7年9月24日に砺波市太郎丸地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住1名	県が受け取る額 143,891円	令和8年 1月13日
7	令和7年9月25日に高岡市佐野地内で発生した警察車両の交通事故	南砺市 有限会社建築倶楽部 射水市在住1名	県が支払う額 838,495円	令和8年 1月13日
8	令和7年9月25日に高岡市佐野地内で発生した警察車両の交通事故	射水市在住1名	県が支払う額 382,975円	令和8年 1月13日
9	令和7年11月24日に富山市庵谷地内で発生した交通事故による矢印板の損壊	魚津市在住1名	県が受け取る額 2,138円	令和8年 1月13日
12	令和7年7月8日に下新川郡朝日町蛭谷地内で発生した県有自動車の交通事故	下新川郡朝日町在住1名	県が支払う額 154,492円	令和8年 1月28日

報告第 3 号

地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果報告の件

公立大学法人富山県立大学の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果について、富山県公立大学法人評価委員会より報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年2月24日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

公立大学法人富山県立大学の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果

はじめに

この見込評価は、公立大学法人富山県立大学の令和3年度から令和6年度までの業務実績を調査・分析し、進捗状況や達成の見込について評価するとともに、中期目標の残存期間に法人が解決すべき課題等を明らかにするものである。

I 全体評価

（全体としての評価結果）

中期目標が良好に達成できる見込みであると認められる。

富山県立大学は、平成2年4月に、日本海側初めての工学系公立大学として開学して以来、教育、研究、地域連携等を積極的に推進し、多くの有為な学生を社会に輩出するなど、地域及び産業の振興に大きな役割を果たしてきている。

一方で、少子化を背景とした大学間競争の激化や、ビッグデータの活用、AI・IoT等のデジタル化の進展、さらにはグローバル社会への対応など、これまで以上に教育・研究・地域貢献活動を充実・強化し、地方創生の一翼を担うとともに、県民や地域の期待に応える魅力ある大学づくりの推進が求められている。

こうしたなか、富山県はもとより、日本と世界の学術文化の向上と地域及び産業の振興、社会の発展に寄与することを目的とし、平成27年4月に公立大学法人

富山県立大学（以下「法人」という。）に移行した。

第1期中期目標期間（平成27年度～令和2年度）においては、「学生を大きく伸ばす教育力の高い大学」「未来を志向した高度な研究を推進する大学」「広く開かれ地域社会に貢献する大学」の3つの基本目標の実現に向け取組みを進めた。特に教育面においては、医薬品工学科や知能ロボット工学科の設置をはじめ各学科の拡充、看護学部の新設、最新の実験設備を導入した中央棟の整備などに取り組み、中期目標全体の達成状況は良好という結果であった。

個性と魅力あふれる大学として、さらに発展・飛躍できるよう、令和3年度から令和8年度まで6年間の中期目標を新たに定めた。

法人化以降、中期目標の達成に向けて、理事長及び学長のリーダーシップのもと、責任ある意思決定を迅速に行える機動的な運営に努め、中期計画で定めた数値目標を見据えながら、活気と魅力あふれる大学づくりに取り組んだ、その業務実績は、全体として高く評価できる。

特に評価する事項として、DX教育研究センターにおける産学連携活動の充実や、情報工学部の開設に係る取組み、大学院看護学研究科の開設による高度専門職人材の育成など、教育・研究両面での積極的な取組みが挙げられる。

令和4年のDX教育研究センター供用開始以降、コワーキングスペースを活用した勉強会・ワークショップ、学生と企業の協働プログラム、研究成果を発信するオープンハウスの開催など、地域産業との連携を深めた。

また、情報工学部開設に伴う情報工学部新棟の整備やデジタル・グリーン分野に対応した教育研究体制の構築を進めるなど、時代の要請を踏まえた大学機能の強化に努めた。

さらに、看護学研究科修士課程及び博士課程の設置により、医療現場のニーズに応える質の高い看護職員や専門看護師の育成に取り組んだ。

そのほか、理事長・学長のリーダーシップのもとで迅速な意思決定を行い、重要な分野ごとに副学長や学長補佐を配置するなど、学長ガバナンス体制の強化に取り組んだこと、科学研究費補助金や共同研究件数の着実な増加、企業向けオーダーメイド講座の実施なども評価できる。

広報活動においても、パンフレットの作成や交通広告・WEB広告を活用し、大学の魅力発信に積極的に取り組んだ。

加えて、安全管理体制の強化や災害対応マニュアルの見直し、情報システム企

画監の配置など、大学運営の基盤整備にも注力した。

今後の課題として、入学者県内比率と県内企業就職率の目標値のバランスに課題があることから、県や県内企業の意見を聞いたうえで、次期中期目標の在り方を検討する必要がある。

また、研究分野においては、これまで受託研究や共同研究の件数、科学研究費補助金の採択件数といった「件数」を中心に評価してきたが、今後は共同研究による受託額・寄附金額などの金額的側面、論文数や研究成果に基づく表彰など多様な観点からの指標設定を検討することが望ましい。

さらに、地元企業との共同研究の件数や地域密着型研究の取組状況といった地域貢献の視点を指標に加えること、また県内企業就職率についても教育分野だけでなく地域貢献の観点からも評価することが求められる。

今回の法人の自己評価による業務の見直しと併せて、この委員会の評価結果を法人の業務運営の効率化等のために積極的に活用し、教育研究の一層の充実や地域社会に貢献する大学づくりを推進することで、中期目標が着実に達成されることを期待する。

なお、令和7年8月に実施した大学院情報工学研究科（博士前期課程）入学者選抜において実施上の誤りがあったこと、また、令和7年12月にMicrosoft Teamsの設定ミスによる個人情報の不適切な取扱いが判明したことは、大学への信頼を著しく損なうものであり、大変遺憾である。

いずれの事案も令和7年度に発生・判明したものであることから、令和3年度から令和6年度までの業務実績に基づく本評価の対象には含めていない。この2件の事案については、令和7年度の事業年度評価及び中期目標期間終了時の中期目標期間評価において十分検証し、過去の事業年度評価も含め、適切に評価を行うこととする。

法人においては、各事案の原因の精査、試験実施体制の再点検及び見直し、情報セキュリティ対策の徹底などの再発防止策を着実に進め、信頼回復に向けて全力で取り組むことを求める。

II 項目別評価

1 教育に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	中期目標が極めて良好に達成できる見込みである。
----	---	-------------------------

(2) 評価の判断理由

教育に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された70項目のうち、5項目が「IV中期計画を上回って実施している」、65項目が「Ⅲ概ね中期計画どおりに実施している」と認められた。すべてIVまたはⅢの評価であることや、令和4年4月のDX教育研究センターの開設、令和6年4月の情報工学部開設に伴う取組みなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・DX教育研究センターでは、令和4年4月の供用開始以来、コワーキングスペース等を設け、企業ニーズを踏まえた勉強会やワークショップ、学生と企業の産学協働プログラムのほか、センターの研究シーズを発信するオープンハウスを毎年開催した。
- ・令和5年4月に大学院看護学研究科修士課程を開設し、医療機関等の求める質の高い看護職員の育成、将来の富山県の看護学研究・教育を担う人材、老人看護専門看護師の育成に取り組んだ。

(4) 今後の課題とする事項

- ・現在設定されている「入学者県内比率」と「県内企業就職率」の目標値の間には、バランスに課題があると考えられる。今後は県や県内企業の意見を聞いたうえで、次期中期目標を検討することが望まれる。

2 研究に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	中期目標が極めて良好に達成できる見込みである。
----	---	-------------------------

(2) 評価の判断理由

研究に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された26項目のうち、5項目が「IV中期計画を上回って実施している」、21項目が「Ⅲ概ね中期計画どおりに実施している」と認められた。すべてIVまたはⅢの評価であることや、教育研究組織の見直しや競争的外部資金の獲得などを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- 各学科において、多くの教員が積極的に科学研究費補助金などの競争的研究資金の申請に努めた。
- 県立の大学として、県内産業等に求められる人材育成と若者の定着に貢献し、一層魅力ある大学となるよう、学部学科の新設・拡充、大学院の新設・再編を進めてきた。
- 国の基金及び県の補助金を活用し、情報工学部開設に伴う収容定員増やデジタル・グリーン等の成長分野にかかる産学官金連携による教育研究の推進等に対応するため、令和4年度に新棟の基本設計を、令和5年度には実施設計を行い、建設工事に着手、令和6年度は充実した教育研究を実施するための設備・機材購入を行った。

(4) 今後の課題とする事項

- 現状、受託研究や共同研究の件数、または科学研究費補助金の採択件数といった「件数」に重点を置いた数値指標としているが、次期中期目標期間では、共同研究による受託額・寄附金額といった金額的側面、さらには研究成果に基づく表彰や論文数など、異なる観点からの数値指標も検討することが望まれる。
- 次期中期目標には、AIやデータサイエンス、グリーン、スタートアップ等に重点を置き、産学官金で連携し、県民の生活向上に直結するような成果を目指すことが望まれる。

3 地域貢献に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	中期目標が良好に達成できる見込みである。
----	---	----------------------

(2) 評価の判断理由

地域貢献に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された33項目のうち、1項目が「Ⅳ中期計画を上回って実施している」、32項目が「Ⅲ概ね中期計画どおりに実施している」と認められた。これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- 従来型の大学が提供する講座（キャリアアップ支援講座）に加え、個々の

企業ニーズ等に応じた企業向けオーダーメイド講座を実施した。

- ・DX教育研究センターでは、毎年、企業の従業員や経営者等を対象に、DXに関連した専門スキルや思考／手法を学び、身に着けることのできるセミナーを開催した。

(4) 今後の課題とする事項

- ・次期中期目標には、地元企業との共同研究の件数や、地域密着型の研究の取組状況等も数値指標に加えることが望まれる。
- ・現行では「県内企業就職率」を教育に関する目標の数値指標として評価しているが、県内企業への就職には地域貢献の側面も含まれることから、地域貢献に関する目標においても評価対象とすることが望まれる。

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	中期目標が極めて良好に達成できる見込みである。
----	---	-------------------------

(2) 評価の判断理由

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された18項目のうち、2項目が「Ⅳ中期計画を上回って実施している」、16項目が「Ⅲ概ね中期計画どおりに実施している」と認められた。すべてⅣまたはⅢの評価であることや、機動性の高い業務運営を構築したことなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・データサイエンス人材育成の検討など、機動性の高い大学運営を推進するため、理事長と学長がそれぞれの責任のもとでリーダーシップを発揮し、迅速に意思決定を行った。
- ・重要な分野ごとに副学長及び学長補佐を複数設置し、学長の補佐体制を大幅に強化したほか、学長をトップとする戦略企画会議と学内の委員会・付属施設を統括する各本部との連携を促進し、学長のガバナンスのもとで大学運営に取り組む体制を構築した。

5 財務内容の改善に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	中期目標が極めて良好に達成できる見込みである。
----	---	-------------------------

(2) 評価の判断理由

財務内容の改善に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された11項目のうち、1項目が「Ⅳ中期計画を上回って実施している」、10項目が「Ⅲ概ね中期計画どおりに実施している」と認められた。すべてⅣまたはⅢの評価であることや、資材価格や光熱費の急激な高騰といった外的要因により損益が悪化したものの、その後の継続的な経営改善の取組みによって損益が大きく改善したことなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・科学研究費補助金の採択件数は、R 3 : 130件、R 4 : 131件、R 5 : 129件、R 6 : 133件と安定的に増加している。受託研究件数は、R 3 : 33件、R 4 : 36件、R 5 : 33件、R 6 : 34件と順調に推移している。共同研究件数は、R 3 : 87件、R 4 : 89件、R 5 : 92件、R 6 : 94件と増加している。

6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	中期目標が極めて良好に達成できる見込みである。
----	---	-------------------------

(2) 評価の判断理由

自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された4項目のうち、1項目が「Ⅳ中期計画を上回って実施している」、3項目が「Ⅲ概ね中期計画どおりに実施している」と認められた。すべてⅣまたはⅢの評価であることや、SNS等を活用した広報活動の成果が高いことなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・大学案内パンフレットや保護者向けパンフレット等の広報ツールの作成・配布に加え、電車の中吊り広告ジャックや駅構内デジタルサイネージ広告の掲出などの広報活動を実施した。
- ・WEB広告として、学生募集向けのPR動画と大学のブランディングを目的とした動画を制作し、令和6年1月からYouTube広告として発信

した。

7 その他業務運営に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	中期目標が良好に達成できる見込みである。
----	---	----------------------

(2) 評価の判断理由

その他業務運営に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された13項目のうち、3項目が「IV中期計画を上回って実施している」、10項目が「Ⅲ概ね中期計画どおりに実施している」と認められた。これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・令和5年度に薬品管理システムを導入し、令和6年度には毒劇物危険物などの安全管理を担う専門人材を新たに配置した。
- ・令和6年能登半島地震を踏まえて、災害対応マニュアルを見直すとともに、射水市とも対応を協議した。
- ・本学の情報環境全体の更新計画についての策定や技術的な対応に関する助言を行う、情報システム企画監を雇用した。

〈参考1〉小項目評価の集計結果

大項目	評価等	評価対象 項目数 (小項目)	IV	III	II	I
			中期計画を 上回って実 施している	概ね中期計 画どおりに 実施してい る	中期計画を やや下回っ ている	中期計画を 大幅に下回 っている
第1	教育に関する目標を達成するための措置	70	5	65		
第2	研究に関する目標を達成するための措置	26	5	21		
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	33	1	32		
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	18	2	16		
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	11	1	10		
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	4	1	3		
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	13	3	10		
合 計		(※)175	18	157	0	0

(※) 再掲の項目を含む。

〈参考2〉項目別評価の結果

大項目	評価	S	A	B	C	D
		中期目標が極めて良好に達成できる見込みである	中期目標が良好に達成できる見込みである	中期目標が概ね達成できる見込みである	中期目標が十分に達成できない見込みである	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある
第1	教育に関する目標を達成するための措置	○				
第2	研究に関する目標を達成するための措置	○				
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置		○			
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	○				
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	○				
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	○				
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置		○			